

デジタル放送推進のための行動計画

(第9次)

2008年12月1日

地上デジタル推進全国会議

目 次

はじめに	・・・ 1
第一部 総論	
I 基本的考え方	・・・ 2
1. これまでの経緯	
2. デジタル放送の意義・メリット	
3. 第9次行動計画の策定にあたっての視点	
II 理解醸成活動等の推進	・・・ 6
1. 周知広報等の徹底	
2. 相談・受信者支援体制の充実強化	
3. 共聴施設改修等に係る周知広報の推進	
4. いわゆる「悪質商法」への対応	
5. 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進	
6. BSアナログ放送終了に係る情報の一元的・効率的な提供	
III 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策	・・・ 13
1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標	
2. 国民運動による推進	
3. 3波共用受信機器の普及促進	
4. 共聴施設のデジタル化改修の促進	
5. 公共施設等のデジタル化改修	
IV 中継局整備等の送信側対策	・・・ 24
1. 中継局等の整備	
2. 市町村別ロードマップ及び難視聴対策	
3. デジタル・アナログ対比表及びデジタル中継局チャンネル予定表	
4. デジタル混信の対策	
5. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業	
6. ケーブルテレビの普及促進等	
V おわりに	・・・ 30
1. アナログ放送終了のリハーサル	
2. 地域レベルでの推進体制の拡充及び推進計画	
3. 次期行動計画	

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府	・・・ 31
1. 周知・広報	
2. 相談・支援体制	
3. 共聴施設への対応	
4. デジタル混信の対策	
5. 中継局整備等の支援措置	
6. 衛星利用による暫定的な難視聴対策	
7. 簡易で低廉なチューナーの流通に向けた環境整備	
8. 受信機器購入等に対する支援	
9. 高齢者等への働きかけ・サポート	
10. ケーブルテレビのデジタル化	
11. 公共施設等のデジタル化	
12. 廃棄・リサイクル対策	
13. 「悪質商法」対策	
14. アナログ放送終了リハーサルの実施	
15. 関係業界への働きかけ	
16. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業	
17. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組	
18. コンテンツ振興	
II 地上デジタルテレビジョン放送事業者	・・・ 36
1. 放送エリアカバー	
2. 周知・広報活動等	
3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等	
4. 地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実	
5. 共聴施設の改修	
6. アナログ放送終了に向けた放送対応手順及び終了リハーサル	
7. 衛星利用による暫定的な難視聴対策	
8. デジタル混信の対策	
9. アナログ終了後の53ch以上のチャンネル切替事業	
10. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組	
III BSテレビ放送事業者	・・・ 39
IV CSテレビ放送事業者	・・・ 40
V ケーブルテレビ事業者	・・・ 40
1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進	
2. ケーブルテレビの視聴者等への適切な情報提供	
3. 共聴施設の現状把握等への協力	
4. 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の推進	
5. デジアナ変換サービスの暫定的導入に関する検討	

VI 受信機メーカー	・・・ 4 2
1. より低廉で多様な受信機器の開発・普及の推進	
2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進	
3. 購入者の理解の促進	
4. アフターサービスの充実	
5. アナログテレビのリサイクル対策への取組	
6. 需要量に的確に対応した供給	
7. アナログ放送終了リハーサルへの協力	
8. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組	
VII 販売店	・・・ 4 4
1. 人材育成	
2. 購入者への説明等の徹底	
3. 相談窓口の充実	
4. アフターサービスの充実	
5. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供	
6. 工事業者等と連携した計画的工事の促進	
7. アナログテレビのリサイクルへの取組	
VIII 工事業者	・・・ 4 5
1. 改修の促進	
2. 公正な調査・報告の実施	
3. 相談対応の充実・強化	
4. テレビ受信者支援センター等との連携	
IX 地方公共団体	・・・ 4 7
1. 周知・広報活動及び悪質商法対策	
2. 地方公共団体施設のデジタル化	
3. 地方公共団体施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設への対応	
4. 辺地共聴施設等への対応	
5. 受信環境把握への協力	
6. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力	
7. デジタル放送を活用した地域情報の発信	
8. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等	
X 社団法人デジタル放送推進協会（D p a）	・・・ 4 9

資料編

- (資料1) 世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向
- (資料2) 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ
- (資料3) アナログ放送終了計画
- (資料4) 地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008
- (資料5) 辺地共聴施設デジタル化ロードマップ(都道府県別)
- (資料6) 第8次行動計画策定以降の取組と第9次行動計画策定以降の取組予定
- (資料7) 地上デジタル放送推進総合対策
- (資料8) 地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

■ 「デジタル放送推進のための行動計画」について ■

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。
(第1次行動計画:2002年6月、第2次行動計画:2003年1月、第3次行動計画:2003年4月)
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。
(第4次行動計画:2003年10月、第5次行動計画:2004年12月、第6次行動計画:2005年12月、
第7次行動計画:2006年12月、第8次行動計画:2007年11月)

はじめに

「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一体となって、国をあげて取り組むべき課題である地上テレビ放送のデジタル化を強力に推進していくために組織された「地上デジタル推進全国会議」が策定する基本計画であり、関係者が共通の認識を持つとともに、各主体の役割を明確にし、それぞれが計画に従って主体的に努力することを目的として策定するものである。

これまで、２００２年７月に「デジタル放送推進のための行動計画」が策定されて以来、２００７年１１月の「デジタル放送推進のための行動計画（第８次）」まで、８次にわたり策定されてきた。

これらの行動計画を踏まえて、同会議に参加する関係者が一丸となって、デジタル放送の推進に取り組んできた結果、地上デジタルテレビ放送のカバーエリアが拡大し、デジタル受信機器も普及するなど、大きな成果があがっている。

一方、テレビは、国民生活に深く浸透した情報基盤であり、アナログ放送の円滑な終了・デジタル放送への完全移行は、国をあげて取り組むべき国家的な課題である。

したがって、アナログ放送が終了する２０１１年７月までに、アナログテレビ放送を視聴している全てのご家庭でデジタルテレビ放送を視聴することができるようにするという方針で、関係者が一丸となって取り組んでいく必要がある。

しかし、アナログ放送が終了する２０１１年７月まで、残り１０００日を切ったにもかかわらず、地上デジタル放送対応受信機の普及世帯数が目標を下回り、辺地自主共聴施設・受信障害対策共聴施設の改修が進捗していないなど、現在の状況を踏まえると、アナログ放送を当初の予定どおりに終了させるためには、更に厳しい道のりが待っていると云わざるを得ない。残り１０００日を切り、全国一律・全居住形態一律・全世代一律の対応・対策から地域別・居住形態別・世代別の対応・対策が必要なフェーズになっていることを認識するとともに、このような厳しい現状を踏まえ国民目線で万全かつ徹底した取組を行っていく必要がある。

このような基本認識に立って、この「デジタル放送推進のための行動計画（第９次）」では、２０１１年７月までにアナログテレビ放送を確実に終了し、全てのご家庭でデジタルテレビ放送を視聴できるよう、取組を一層強化し、「できること」ではなく「完全に実施し尽くすべきこと」を覚悟を決めて断行するという方針で、残された期間の中で関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールをとりまとめた。

この「デジタル放送推進のための行動計画（第９次）」を踏まえて、この全国会議に参加するあらゆる関係者が不退転の決意で万全かつ徹底した取組を行うこととする。

第一部 総論

I 基本的考え方

1. これまでの経緯

地上デジタルテレビ放送は、2001年の電波法改正並びに放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の変更により、国の政策として導入が決定された。

これは、アナログテレビ放送を受信していた世帯がデジタルテレビ放送に移行するためには、一定の負担がかかることとなるものの、21世紀において、日本が、世界で最先端のICT国家としての高度な情報通信の基盤を構築することにより、国民一人一人が高度情報通信技術のメリットを享受できるようにすることが必要と判断されたためである。

なお、国民の利便性向上を目的とした通信と放送の融合・連携を一層進展させるために、放送基盤を完全デジタル化することが必要不可欠になっている。

2. デジタル放送の意義・メリット

(1) 視聴者にとってのメリット

視聴者にとって地上デジタル放送に移行するメリットとしては、

- ・大画面テレビでもきれいな画像を楽しむ
- ・データ放送でいつでも天気予報などのリアルタイムな情報を見ることができる
- ・携帯端末で「ワンセグ」放送を視聴できるなど、移動中でもきれいな放送を見ることができる

など、視聴者一人一人にとって大きなメリットがある。

具体的には、デジタルテレビ放送は、迫力ある画像や音響によるテレビ番組を送ることができるだけでなく、アナログテレビ放送では実現困難であった種々の新しいサービスが簡単なりモコン操作で可能となる。データ放送により、ニュース、天気予報をはじめとする様々な情報をリアルタイムに入手できるほか、テレビ番組と連動することにより新たな形の番組を視聴者に送り届けることが可能となる。また、字幕放送受信機能が標準装備されるなど、高齢者や障害者にやさしいサービスの充実も期待されている。更に、携帯端末向けサービス（いわゆる「ワンセグ」）は、屋外や移動中でもテレビの視聴を可能とし、新たなサービスや新しいライフスタイルをもたらすものである。特に、これらのデータ放送や「ワンセグ」は、災害時にきめ細かな災害情報を送り届けたり、避難中にも情報を入手できるようにしたりするなど、非常時に効果を発揮することが期待される。加えて、データ放送を活用して地域情報をきめ細かく提供することができるため、地方公共団体がこれまで広報誌等を用いて地域住民に提供してきたような情報をデータ放送により提供する取組も開始されているなど、公共的な分野で新たなサービスの提供に寄与することが期待されている。

このように、5,000万世帯に広く普及している身近で簡便な情報端末であるテ

レビのデジタル化により、テレビが、より便利で使いやすいICT端末となり、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとなる。

視聴者には、このような地上デジタル放送のメリットを十分に周知し、地上デジタル放送を視聴するためにデジタル放送対応受信機器等の購入等に関するご負担へのご理解をいただくことが必要である。

(2) 周波数の有効利用

周波数の逼迫している日本において、地上放送のデジタル化は周波数の有効利用にもつながる。デジタル化完了後は、アナログテレビ放送時に使用していた周波数がおよそ65%に効率化され、残りの周波数は、周波数ニーズの高まっている他の用途に振り向けられることになる。

具体的には、①需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、②移動体向けのマルチメディア放送等、テレビジョン放送以外の「放送」、③安心安全な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、④より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」の4つの用途に用いられる予定である（情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告書（2007年6月））。

このように、アナログ放送からデジタル放送への移行により、空いた周波数を用いれば、

- ・携帯電話がつながりやすくなり、更に便利な機能を実現できる
- ・高度道路交通システム（ITS）の高度化により交通事故を減少させることが可能
- ・警察・消防等の無線通信をブロードバンド化することで犯罪や災害等の被害を減少させることができる
- ・移動体向けマルチメディア放送など、新たに多様なサービスが提供されるなど、多大な効果が期待される。

(3) 国際競争力の強化

アナログ放送からデジタル放送への移行は、諸外国においても実施されているところであり、2000年代初頭を中心に、欧米の18か国でデジタルテレビ放送が開始されるとともに、アジア諸国でも順次デジタルテレビ放送が開始され、又は開始される予定である。2007年12月には、ブラジルで日本方式を基礎とした放送方式によるデジタル放送の開始が決定されるなど、南米諸国でもデジタルテレビ放送導入の動きが進んでいる（別添資料1「世界各国の地上デジタルテレビ放送の動向」参照）。テレビ関連機器の世界シェアを見れば、例えば、プラズマテレビ、液晶テレビ、DVD録再機など、いずれも日本企業が約40%前後のシェアを占めている。放送のデジタル化により、将来に向けてますます日本の関連産業の市場拡大が期待されるとともに、通信・放送の融合・連携を活かしたデジタルコンテンツの制作・国際的流通、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される。

なお、既に、オランダ（2006年終了）、スウェーデン（2007年終了）、フ

インランド（２００７年終了）、スイス（２００８年終了）、ドイツ（２００８年終了）などでは、アナログテレビ放送が終了しており、アメリカ（２００９年終了予定）、フランス（２０１１年終了予定）、イギリス（２０１２年終了予定）、韓国（２０１２年終了予定）などでも、アナログ放送終了に向けて取り組んでいるところである。我が国におけるアナログ終了の取組あたっては、先行してアナログ放送を終了した国や終了を予定している国の経験を踏まえて、推進することが望まれる。

3. 第9次行動計画の策定にあたっての視点

（１）視聴者の理解の醸成

これまでの関係者による周知広報活動の結果、アナログ放送が終了することの認知度や終了時期の認知度は高まっており、この認知度の高まりをデジタル放送への対応につなげていく活動が必要である。そこで、デジタル受信機器購入、アンテナ工事、共聴施設の改修等デジタル放送対応のために必要な具体的行動について、視聴者が理解するだけでなく、行動に移すための施策を展開していくことが必要不可欠である。

なお、「現在のテレビがまだ使用できるから」という理由でデジタル化対応を行わない方にも、デジタル化対応を行っていただくよう、簡易なチューナーを接続すればデジタル放送が視聴できることの周知などに取り組むことも必要である。

（２）受信環境の整備

デジタル放送を視聴するために必要なデジタル放送対応受信機器は、これまで一定の普及をしてきたが、残り１０００日を切り、これまでとはフェーズが変わっていることを認識し、地域別・居住形態別・世代別の普及に向けた取組を講じていく必要がある。特に、デジタル放送対応受信機器の世帯普及について、普及実績が行動計画で掲げてきた普及目標カーブを下回っている状況¹であることを踏まえて、デジタル放送対応受信機器を１台も保有していないご家庭がデジタル放送受信環境を整え、デジタル放送対応受信機器を購入するようにすることが必要である。また、複数台の受信機器を保持しているご家庭には、複数のデジタル対応受信機器が普及するようにすることも必要である。そこで、メーカーによる受信機器の多様化・低廉化だけではなくあらゆる関係者がさまざまな観点から取り組んでいくことが求められる。

また、デジタル放送を視聴するためには、デジタル放送受信機器の購入のほか、アンテナ改修や共聴施設改修などが必要な場合がある。特に、共聴施設（受信障害対策共聴施設、辺地共聴施設及び集合住宅共聴施設）の改修は、共有設備であったり、設備設置時の事情が様々なことなどにより改修手続等に時間を要することから、デジタル化対応率等の現状を把握し、対応目標を立てて取り組まなければ、アナログテレビ放送終了までにデジタル化対応が間に合わなくなるおそれがある（別添資料２「受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ」参照）。

1 ２００８年９月の「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」では、北京五輪終了時点で５０％としてきた世帯普及目標を下回り、４６．９％にとどまっている。

(3) 送信環境の整備

地上デジタルテレビ放送の伝送については、今後とも、地上波中継局によることが基本である。一方、アナログ放送終了期限まで2年半という限られた期間であることも踏まえ、従来からのケーブルテレビに加え、ギャップフィルアーやIP網の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢について可能な限り多様化・低廉化を図りつつ、アナログテレビ放送終了の前に受信環境整備に必要な時間的余裕をもって、すべての現アナログテレビ視聴者にデジタルテレビ放送を送り届けるインフラ整備を完了させることが必要である。また、上記のような努力を尽くしてもなお、2011年までに地上デジタルテレビ放送が送り届けられない世帯については、暫定的に緊急避難的な措置として、衛星により地上デジタルテレビ放送の番組を送り届ける（以下「衛星利用による暫定的難視聴対策」という。）こととする。

Ⅱ 理解醸成活動等の推進

1. 周知広報等の徹底

これまでの周知広報活動の結果、アナログ放送終了の認知度やアナログ放送終了時期の認知度は、相当程度、高まっている。

具体的には、2008年3月時点で、アナログ放送終了の認知度は92.2%（2007年3月調査では93.9%）であり、終了時期（2011年）の認知度は64.7%²（2007年3月調査では60.4%）であった。

また、「アナログ放送終了計画」（2008年4月 全国地上デジタル放送推進協議会）（別添資料3参照）を踏まえて、放送事業者がアナログ放送に「アナログ」マークを表示するなどの取組を行っていることもあり、2008年9月時点では、終了時期（2011年）の認知度は75.3%³まで上昇している。

一方で、アナログ放送終了まで残り1000日を切った限られた時間で国民の皆様にデジタル対応を行っていただくためには、これらの数字は満足できるものではない。そこで、国民の皆様にデジタル放送について一層ご理解いただくため、関係者が危機感を持って取り組む必要がある。また、テレビについて、国民に御理解をいただくにあたっては、テレビ放送による広報が重要となってくるので、放送による周知広報とその他の手段によるものとを効果的に組み合わせて行うことが必要である。

なお、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（以下、「地デジコールセンター」という。）に寄せられている国民からのご意見では、受信方法、受信エリア・開始スケジュール、地上デジタル放送受信機器などへのご意見・問い合わせが多数寄せられていることから、これらに関する周知広報を重点的に実施することが必要である。

今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも異なるより幅広い視聴者層を想定し、これらの視聴者層に対し、地上デジタル放送移行の必要性をご理解いただいた上で、具体的な受信方法等を提示することによって普及を促進する周知広報活動を実施するとともに、あらゆる関係者がそれぞれの主体的に実施可能な周知広報手段により、年齢層や視聴方法等に応じたきめ細かな周知広報活動を展開していく必要がある。

そこで、政府、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体等の関係機関の連携をさらに強化しつつ、特に以下の事項に重点を置き、周知・広報及び普及に向けた活動を強力に推進することとする。

（1）基本的考え方

デジタル放送対応受信機器の普及台数は順調に増加しているが、普及世帯数は目標を下回っている状況である。

アナログ放送終了に関する情報が相当程度周知されているにもかかわらず、デジタル放送受信機器の普及が目標を下回っている現状を踏まえると、今後は、認知度

2 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」（2008年3月 総務省調査）の結果による。

3 「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」（2008年9月 総務省調査）の結果による。

の向上がデジタル放送対応受信機器の普及や共聴施設のデジタル化改修等につながるような取組を徹底して行い、アナログ放送を終了させるために必要な5000万世帯でのデジタル放送対応という目標に沿った普及が達成できるよう、関係者があらゆる努力を行っていかなければならない。

(2) 達成指標

上記(1)の「基本的な考え方」を踏まえて、2009年度内に達成する目標として、次の指標を目指して取り組むこととする。

- ①アナログ放送終了時期の認知度を90%に高める
- ②地上デジタル放送視聴のための作業・手続の理解度を80%に高める⁴

(3) 具体的取組

上記(2)の指標を達成するために、現在、アナログ放送を視聴している方々にアナログ放送の終了時期や地上デジタル放送視聴のための作業・手続等を徹底してお知らせするとともに、一方的な周知だけでは不十分であると想定される方々が問合せ・相談ができるところ(総務省地デジコールセンターや総務省テレビ受信者支援センター等)の周知を徹底する。具体的には、以下の取組を行う。

- ①「アナログ放送終了計画」(2008年4月 全国地上デジタル放送推進協議会)を踏まえて、アナログ放送画面への「アナログ」マーク表示や告知スーパー等の実施
- ②放送番組において地上デジタル放送の受信方法等を具体的に紹介する等、地上デジタル放送を促進する番組の制作・放送
- ③情報番組やスポットによる2011年アナログテレビ放送終了の告知
- ④販売店や公共施設等におけるポスター掲示やパンフレット・チラシ配布等の実施
- ⑤アナログテレビ等への終了告知シール貼付等によるアナログ受信機器・録画機器の購入者への2011年アナログテレビ放送終了告知の徹底
- ⑥自治体広報紙等の掲載や総務省チラシ等の地域住民への配布・回覧
- ⑦「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008(2008年7月10日 デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議決定)」(別添資料4参照)の「第1 第5章 国民視聴者に対する周知広報の充実」で実施することとされた施策の実施

また、周知広報の取組にあたっては、視聴者に具体的な行動をとっていただくため、特に以下の点に留意する。

- ① 辺地共聴施設、都市受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設、ケーブル

4 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」(2008年3月 総務省)では、「地上デジタル放送視聴のための作業・手続の理解度」は、「アンテナを新しく購入したり、方向調整などの工事が別途必要になる場合がある」が51.6%、「地上デジタル放送対応の録画機・チューナー等を接続することでアナログテレビを引き続き使える」が62.4%、「ブラウン管テレビを廃棄する場合、法律により廃棄料が掛かる」が59.4%となっている。

テレビ加入世帯、戸建て住宅での直接受信等、受信形態によって、デジタル化のために必要な手続が異なることを周知すること

- ② 共聴施設については戸建て住宅よりも煩雑な手続が必要であり、デジタル化に対応するために時間を要することを踏まえ、早期に対応を開始することが望ましいことを徹底的に周知すること
- ③ 地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビやデジタルチューナーのほかに、アンテナ改修やブースター更改等が必要となる場合があることを周知するとともに、具体的なケースやその費用について、周知すること
- ④ デジタルテレビ放送対応受信機器を準備してもデジタル放送を受信するための正確な接続が行われていないためにデジタルテレビ放送が視聴できない視聴者が生じないように、接続方法について正確な情報を周知すること⁵

2. 相談・受信者支援体制の充実強化

地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、地上デジタルテレビ放送に関する相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進展している。こうした状況に対応するため、これまでの取組とともに以下の事項に重点的に取り組むことにより、相談・受信相談体制の充実・強化を図る。

(1) 総務省テレビ受信者支援センター

地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、2008年10月、全国11か所に「総務省テレビ受信者支援センター」が設置されたところであり、2009年2月目途にこの支援センターが拡充され都道府県単位で設置される予定である。支援センターを中心に、受信相談の丁寧な対応、地方公共団体や視聴者からの要望等を踏まえた説明会の実施や情報提供、共聴施設管理者等への働きかけ、受信状況の調査・把握などの取組を一層積極的に推進する。また、研修を受けたボランティア等を「地上デジタルアドバイザー（仮称）」として委嘱し、支援センターに戸別訪問等の依頼があった際に対応するなどのきめ細かな訪問対応を実施することとする。また、「総務省地デジコールセンター」と支援センターとの地デジ受信に関する地域情報の共有化を図る。

(2) 総務省地デジコールセンター

視聴者に対しての主な一次相談窓口である「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」（以下「総務省地デジコールセンター」という。）について、必要とする国民がいつでも問合せができるよう、あらゆる媒体を通じて一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制充実を図る。また、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ&Aについて、支援策の拡充等の最近の状況を踏まえて更新し、相談が多く寄せられると考

5 「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査（2008年3月 総務省調査）」では、地上デジタルテレビ放送の視聴可能世帯（36.8%）と地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率（43.7%）に差がある。

えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q & Aを広く配布する。

(参考) 総務省地デジコールセンターへの相談内容

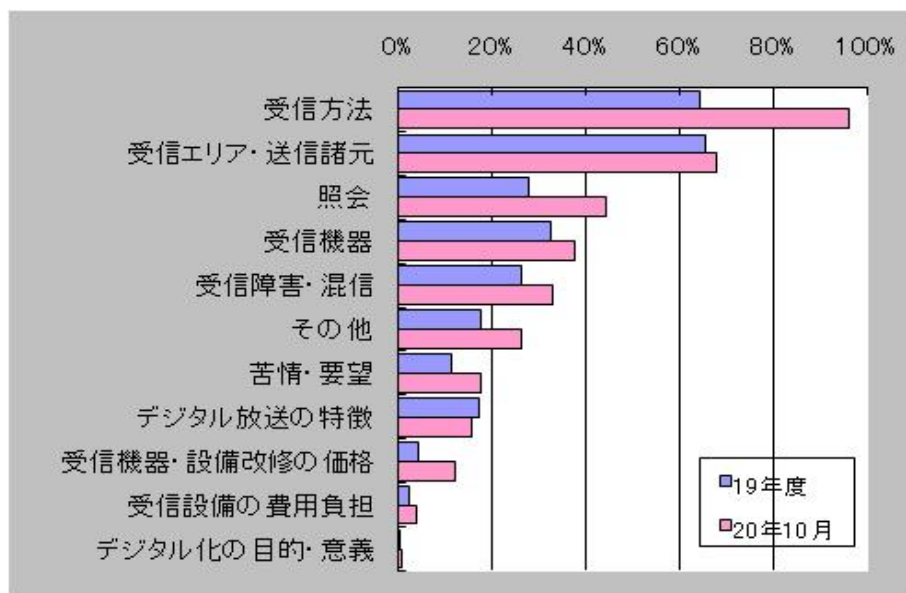


図1 相談内容

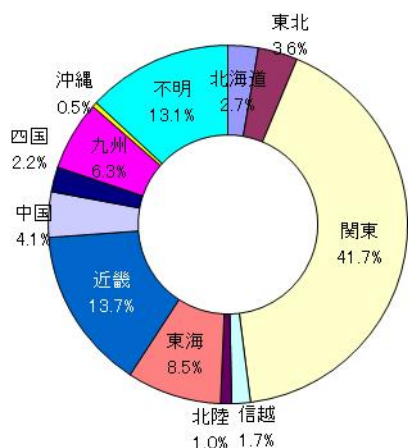


図2 地域別相談件数比

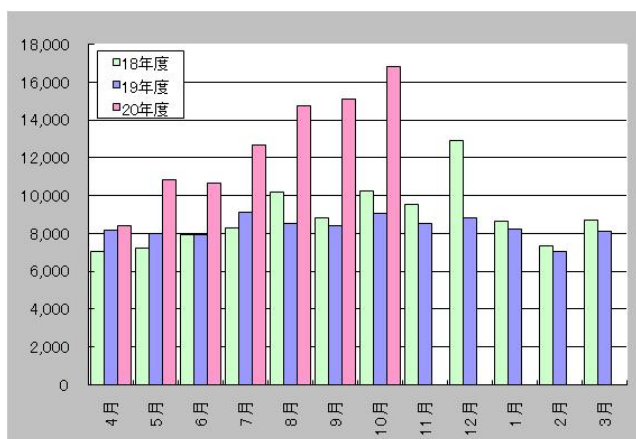


図3 月別相談件数

(3) 専門相談窓口の明確化と販売店における相談対応

視聴者が問合せ・相談を行いやすいよう、国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化するとともに、視聴者からの相談が他の相談窓口から担当専門窓口へ的確につながるよう各機関において組織化を図る。例えば、受信エリア、受信方法など地上デジタルテレビ放送全般については、総務省地デジコールセンターで、集合住宅の管理会社・管理組合や共聴施設管理者等からの共聴施設のデジタル化改修に関する問合せについては、社団法人日本CATV技術協会、ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送受信については、各ケーブルテレビ事業者や社団法人日本ケーブルテレビ連盟で、相談を受け付けているところである。また全国電機商業組合連合会でも「デ

「デジタル110番」を設置して視聴者からの施工、設置に関する依頼・相談に応じている。

販売店は、受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもあることから、顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対するきめ細かな対応を行う。また、販売店における相談対応の強化を図るため、総務省、放送事業者、社団法人デジタル放送推進協会（以下「Dpa」という。）等の協力により、現在実施している「受信技術講習会」を継続して実施⁶するなど、販売店に対する研修を引き続き行う。

今後とも、このような取組を着実に実施することにより、視聴者が必要な情報を円滑に入手できるようにする。

（４）ウェブサイトによる情報提供の充実

国、Dpa、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、販売店等の地上デジタルテレビ放送に関するウェブサイトを通じて、引き続き、中継局ロードマップ、市町村別ロードマップ、デジタル放送が視聴可能なエリア図、ケーブルテレビによる視聴可能エリア、デジタル化対応のために必要な機器・工事等に関する具体的情報等を提供する。

また、実際にデジタル受信が確認できた場所を表示した地図を作成・公表し、視聴者自身が、視聴者宅付近での視聴可否をインターネットで調べられるよう、ウェブサイトによる情報提供の方法を検討する⁷。なお、電気店、量販店、アンテナ工事業業者など実際にデジタル設置やアンテナ工事を実施する関係者からの情報提供を含め、効果的な情報収集の方法を検討する。

3. 共聴施設改修等に係る周知広報の推進

共聴施設を利用して地上デジタルテレビ放送を受信するためには、基本的に機器の確認・調整や一部改修等が必要となることから、その改修方法や費用負担等について共聴施設設置者や視聴者など関係者間で合意することが必要であるが、この合意には時間を要することが多い。

そこで、共聴施設については、地上デジタルテレビ放送への対応の必要性の理解増進等に先行的に取り組む必要がある。このような認識のもと、これまでも、総務省を中心に、共聴施設設置者や視聴者に焦点を当てた周知広報に取り組んできたところであるが、工事時期の平準化の観点からも計画的な改修促進は、デジタル放送への円滑な移行のために不可欠な課題である。今後、支援センターを中心に、共聴施設設置者等への働きかけ等をより一層強化することとし、集中的・効果的な周知広報に努めることとする。

具体的には、共聴施設設置者に施設改修の必要性その他の関連情報が届くように2011年までに波動的な周知広報を反復継続するとの方針のもと、支援センター

6 講習会を受講した販売店に対しては、総務省地デジコールセンター、Dpa及びテレビ受信向上委員会の3者の連名で、「デジタル放送講習修了店」のステッカー等を配付している。

7 九州地方などでは「地デジみたま Map」（NHK）で、実際に視聴できる地点がウェブサイトで公開されているなど、既に取組が実施されている地域もある。

を中心に、放送事業者や関係業界・団体とも連携し、個別施設設置者等に直接連絡・訪問し具体的な説明を行うなど取組の強化に努める。また、各種媒体を活用した広報、問い合わせ等へのデマンド対応をも併用し、総務省及び支援センターを中心に、放送事業者や関係業界・団体に加え、辺地共聴施設については地方公共団体等の協力も得て、効率的かつ効果的に推進するとともに、適時、その取組状況等を検証する。

4. いわゆる「悪質商法」への対応

地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報につけこんで関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法による被害が発生している。今後、地上デジタルテレビ放送の認知度の向上に伴い、こうした事案の増加が想定されることから、政府では、関係省庁間の連絡体制を構築し悪質商法等による被害が発生した場合にはその情報を速やかに共有し対策を講じるなど、関係省庁連絡会議アクションプラン2008の「第2 第4章 悪質商法等対策」で実施することとされている施策に取り組んでいる。

また、地域住民が地上デジタル放送に関する悪質商法の被害にあわないよう、地方公共団体において情報政策担当と福祉担当が連携を図りつつ地域住民への正確な周知広報に努めるとともに、民生委員の通常の活動の中で高齢者等に対して注意喚起を行う。

なお、デジタル対応が必要となる方が地上デジタルテレビ放送を受信するために必要な設備・工事、必要な経費についての正確な情報を有していることは、このような「悪質商法」の防止のために重要であるとの観点からも、一層正確な情報提供に努める。

5. 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進

今後、放送のデジタル化に伴うサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報を取得する機会が増加すると想定されることから、「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年8月31日 総務省告示第696号）を踏まえ、放送関係事業者等が自ら取り組むとともに、放送関係事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

6. BSアナログテレビ放送終了に係る情報の一元的・効率的な提供

BSアナログテレビ放送も、地上アナログテレビ放送と同日の2011年7月24日までに終了することとなった。終了期日の確定を受け、2008年4月には、BS放送に係る事業者、団体及び総務省により、BSアナログテレビ放送を混乱なく終了させ、BSデジタルテレビ放送への円滑な移行を実現することを目的とした「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」が設立された。2008年9月にはQ&Aの策定・公表を行うなどの取組みを進めるとともに、BSアナログテレビ放送事業者においても、2008年5月にNHKがBS1、BS2において番

組画面へのアナログロゴの表示を地上放送に先駆けて開始するとともに、WOWOWにおいても、同月よりBSアナログ契約の新規契約受付を終了するなど、関係者がBSデジタルテレビ放送への円滑な移行のための取組みを推進している。

これらの取組もあり、BSアナログテレビ放送終了の認知度は、2008年9月に実施した「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」において66.7%⁸になるなど、着実な浸透がみられるところである。

今後も、取組を着実に推進していく必要がある。例えば、地上・BS両アナログ放送の視聴者が、地上アナログ放送の終了のみを知って地デジ専用チューナーを購入し、その後、BSアナログ放送の終了を知って3波共用チューナーを購入し直すことになるといった事態が生じないよう、周知広報等に際しては、可能な限り、地上・BS両アナログ放送に係る情報を一元的・効率的に提供するとともに、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせてデジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるよう、総務省を含む関係者が協力しつつ、わかりやすく丁寧な説明を着実に実施していく。

また、BSアナログ放送を、地上アナログテレビの空きチャンネルを利用して再送信している共聴施設組合に対しデジタル化対応に関する情報の提供を行うなど、組織的な対応が必要な視聴者や施設組合に対して、放送事業者を中心に関係者が協力して集中的な周知を行う。

8 「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」（総務省 2008年9月実施）では、BS放送視聴者以外も含めた回答者全体で認知度を計算している。なお、同調査ではBS放送の視聴の有無の調査は行っていない。

Ⅲ 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策

1. 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及については、これまでの行動計画で掲げてきた普及目標カーブが達成できるよう、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者が努力をしてきたところであるが、デジタル放送対応受信機器の普及台数は、2008年9月末時点で約4113万台に達し目標（約3990万台）を上回っているものの、2008年9月時点で普及世帯数は約2350万世帯であり目標（約2600万世帯）を下回っている状況⁹である。

第9次行動計画では、この普及世帯数を当初の普及目標カーブに戻すことを最重要課題として、関係者が全力で取り組むこととし、具体的な目標として次の目標を掲げる。

(1) 普及目標の対象

現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下のような機器が該当する。

- ① 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器
- ② アナログテレビ受信機器に接続する地上デジタルチューナー
- ③ アナログテレビ受信機器等に接続する地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン など

なお、保有するアナログテレビ受信機器を利用し続けることを希望する視聴者のために、地上デジタルテレビ放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易で低廉なチューナーの流通が必要である。

(2) 設定する普及目標

第9次行動計画では、以下の目標を掲げて、その実現に向けて着実に取り組むこととする。

なお、アナログ放送終了まで残り1000日を切り、限られた期間で目標を達成しなくてはならないことから、第9次行動計画では、4半期ごとの目標を明確にして取り組むこととする（目標のうち「最終目標」については、第8次行動計画で示した数値と同じであるが、「当面の目標」については、第8次行動計画の普及目標カーブを数値として明確化したものである）。

⁹ 総務省が2008年9月に実施した「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」では、デジタル放送対応受信機器（パソコンを除く）の世帯普及率は46.9%（約2350万世帯）であるが、パソコンを含めても世帯普及率は50%（約2500万世帯）に達していないと推測される。

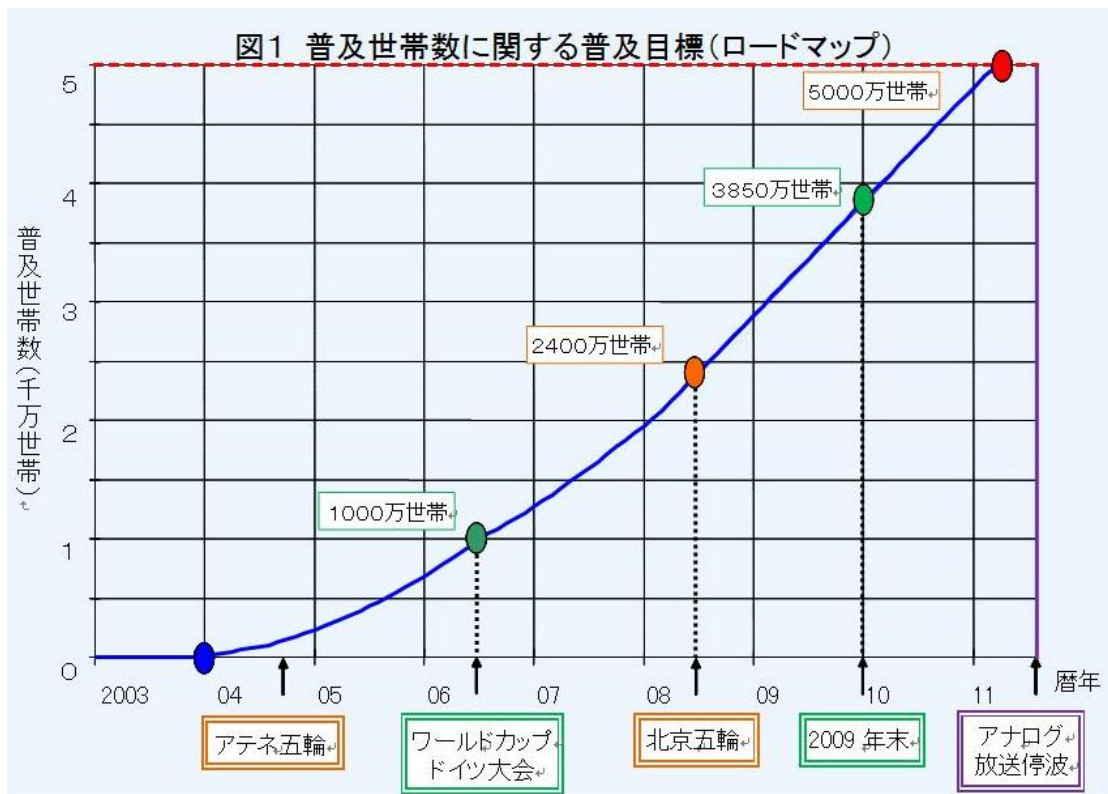
① 普及世帯数に関する目標（図1）

i) 最終普及目標

- ・ 2011年4月までに、全世帯（5000万世帯）への普及（世帯普及率100%）

ii) 当面の普及目標

- ・ 2009年3月末時点において、62%（3100万世帯）
- ・ 2009年6月末時点において、67%（3350万世帯）
- ・ 2009年9月末時点において、72%（3600万世帯）
- ・ 2009年12月末時点において、77%（3850万世帯）



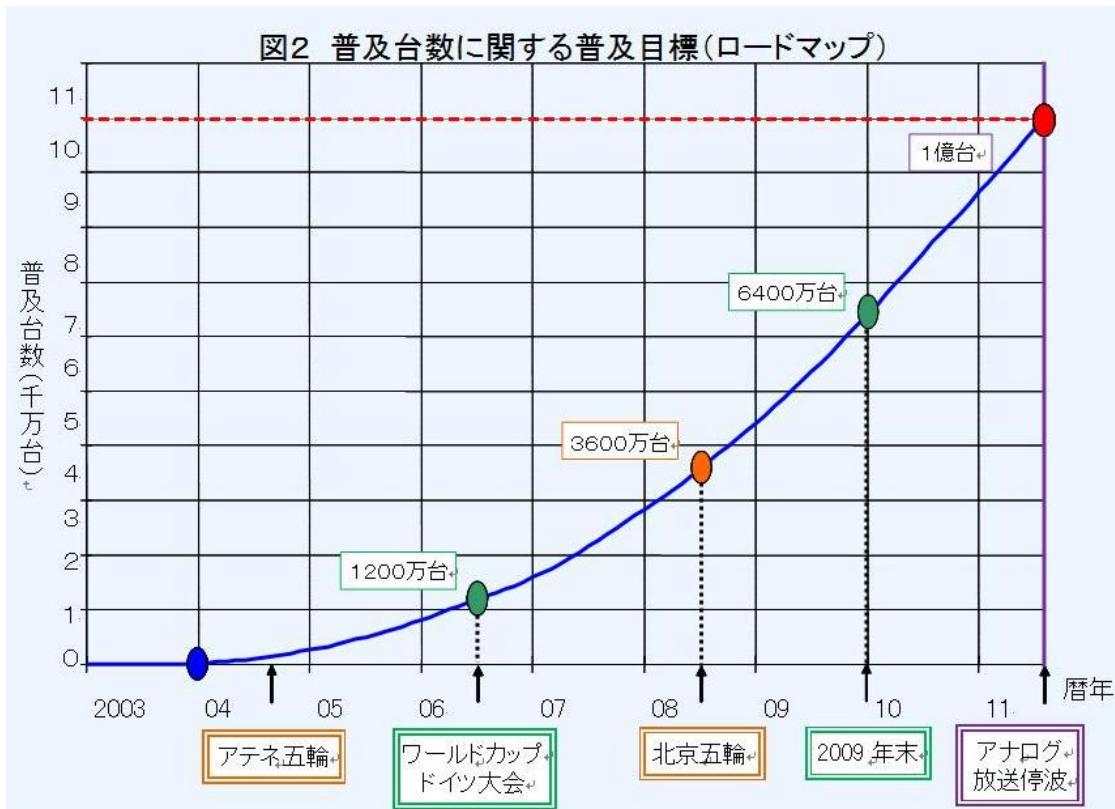
② 普及台数に関する目標（図2）

i) 最終普及目標

- ・ 地上アナログテレビ放送の停止の期限（2011年7月24日）までに1億台の普及

ii) 当面の普及目標

- ・ 2009年3月末時点において、4900万台
- ・ 2009年6月末時点において、5400万台
- ・ 2009年9月末時点において、5900万台
- ・ 2009年12月末時点において、6400万台



(3) 普及状況の把握

2011年の円滑なアナログテレビ放送終了という観点から、普及状況の把握はますます重要性を増しているという認識の下、2009年は、関係者の協力を得て、総務省が引き続き調査を実施する。

- ① 地上デジタルテレビ放送視聴可能な世帯及び受信方法¹⁰
- ② 世帯における地上デジタルテレビ放送視聴可能受信機器の台数
- ③ 地上デジタルテレビ放送受信機器の視聴実態

特に、アナログ放送終了に向けて重要な指標である世帯普及率については、上記(2)の普及世帯目標が達成されているかを確認するために四半期ごとに調査を実施¹¹するとともに、既存のデジタル放送に関する調査も活用しつつ地域毎の達成率の把握に努めることとする。

さらに、関係者が協力して、共聴施設のデジタル化対応状況などについて、地域ごと等の状況を把握し、その進捗を公表することにより、デジタル化改修の促進活動に反映する。

(4) 普及方策の検討

- ① 受信機器の多様化・低廉化に関する最近の動き

関係者一体となった努力の結果、特に30型未満の地上デジタル対応液晶テレビで低廉化等が進み、20型程度で実売4万円以下の地上デジタル対応液晶テレビも登場している。一方、フルハイビジョン対応や、動画をより滑らかに表現する倍速表示等、高機能な薄型テレビが増えるとともに、次世代

¹⁰ ケーブルテレビ経由又は直接受信等。

¹¹ 経費節減の観点から3月調査以外は質問数やサンプル数を少なくすることを想定している。

ディスプレイとして超薄型の有機ELテレビが発売されるなど、受信機器の一層の多様化が図られ、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価し得る。

また、2006年4月にスタートしたワンセグは、地上デジタルテレビ放送の特長を活かしたサービスの一つであり、既に対応携帯電話の出荷台数が4,000万台以上となっている他、対応の車載器（カーナビ等）やパソコン用のワンセグチューナーなども販売されており、広く普及していると言える。

- i) 特に30型未満の地上デジタル対応液晶テレビについて、価格の低廉化傾向
- ii) データ放送受信機能を省略したハイビジョン対応地上デジタルチューナーが、1万円を切る価格で販売
- iii) 小型テレビの多様化やパソコンに外付けするチューナーの発売など受信機器の多様化の進展や地上デジタル放送対応パソコンの普及
- iv) 2008年9月末現在で「ワンセグ」搭載携帯電話の累計出荷台数が4,289万台（JEITA調べ）に到達

地上デジタルテレビ放送受信機のネット販売価格例¹²

○2007年11月第1週現在

液晶15型	液晶20型	液晶26型
約5.0万円	約6.0万円	約9.4万円

○2008年11月第1週現在

液晶15型	液晶20型	液晶26型
約4.0万円	約5.0万円	約6.5万円

12 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格（事務局調べ）。これは店頭販売価格ではない。また、受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

図3 地上デジタルテレビ放送受信機器のネット販売価格例の推移¹³

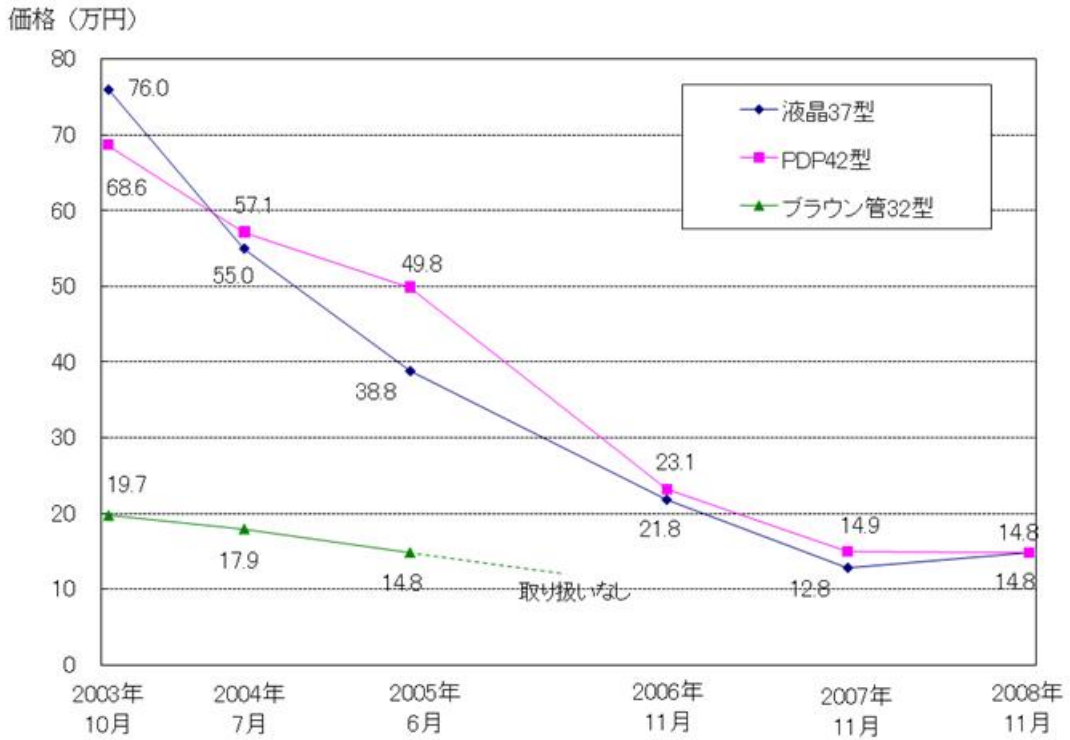
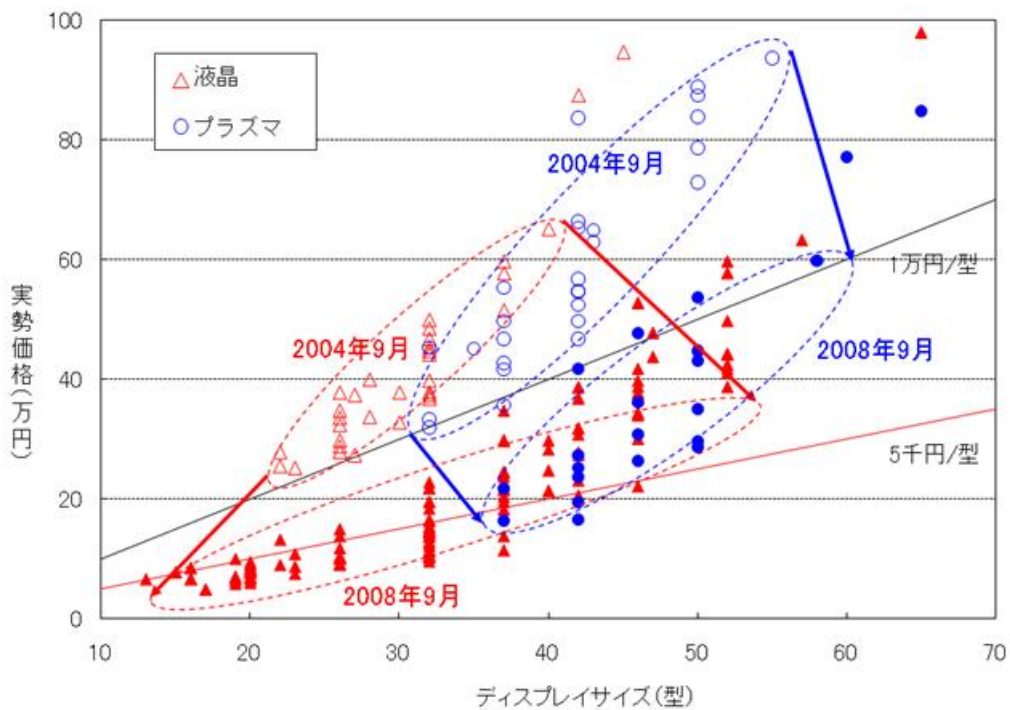


図4 地上デジタルテレビ放送受信機器の価格帯推移¹⁴



13 大手量販店数社のネット販売による各型式における最低販売価格(事務局調べ)。これは店頭販売価格ではない。
また、受信に必要なアンテナ等施工、設置に伴う費用は含まれていない。

14 大手量販店ホームページより。

② 取り組むべき課題

i) 価格の低廉化・多様化等及び分かりやすい表示

視聴者一人一人のデジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器の機能に関する様々なニーズに対応する観点から、これまでも増して、更なる価格の低廉化、機能面の多様化を図る必要がある。また、今後は、多様な形態と機能を有した受信機器の普及が進んできていることから、購入する方が、受信機器の機能について十分な理解をした上で購入できるような取組が必要である。これまでも、例えば、販売店において表示する機能を比較しやすい一覧表にする等の取組が行われてきているが、今後とも引き続き、視聴者に理解しやすい表示の検討、最低限表示すべき項目の検討等を行っていく必要がある。

ii) 廃棄・リサイクル等

アナログ受信機器の廃棄・リサイクルへの対策については、一部メーカーにおいて15型以下のブラウン管テレビのリサイクル料金が引き下げられた¹⁵ほか、リサイクル費用の透明化を図るための仕組みの検討が進められているが、併せてアナログテレビ受信機器をそのまま活用できる地上デジタルチューナーや地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等の普及に取り組むことにより、アナログテレビ受信機器が2011年以降も使用できるようにし、その廃棄量の増加の抑制・廃棄時期の平準化等を推進することが重要である。そのために、これらの機器を購入すればアナログ受信機器をそのまま活用可能であることを視聴者に周知する取組が必要である。

また、地上デジタルチューナー等の更なる低価格化が望まれる。

iii) 受信機器購入以外に必要な対応等の情報提供

地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ放送の受信機器の購入・設置のみで視聴可能な場合も多いが、一方で、これらの機器以外のアンテナやブースター等の機器が必要となる場合があり、その情報を的確に提供していくため、ポスター、リーフレット等の国が行う周知広報において具体的な情報を提供するとともに、放送番組によるきめ細かな情報提供にも力を入れていく必要がある。例えば、これまでVHF帯¹⁶の放送のみを受信していた場合には、UHF帯¹⁷に対応したアンテナ¹⁸への交換が必要となり、受信する電波の強さ等によっては、高性能なアンテナやブースター¹⁹の設置が必要となる場合がある。このようなアンテナやブースターの交換・設置には基本的に機材の価格とは別に工事費が必要となる。

15 例えば、大手家電メーカーの例では2, 835円（16型以上）、1, 785円（15型以下）

16 1チャンネル～12チャンネル。

17 13チャンネル～62チャンネル。

18 実勢価格（14素子）約3, 900円～。

19 電波を増幅する機器。実勢価格（VHFパス付きUHFブースター）約11, 000円～。

デジタルテレビ放送を受信できるようにするためには、どのような対応が必要で、そのためにどの程度の費用がかかるのかの目安について、主要な世帯パターンを例示するなど、消費者に分かりやすく示していくことが必要である。

このような情報について総務省及びD p aでは、周知用のパンフレットやリーフレットを作成し情報提供に努めてきたが、一層の理解促進を図るため、引き続き、当全国会議関係者一体となった行動強化を図る。

なお、デジタルテレビ放送受信機器の更なる普及のためには、きめ細かな周知広報活動が重要であり、「Ⅱ 理解醸成活動の推進」で記述した内容に積極的に取り組むことが必要である。

iv) 生活保護世帯への支援と高齢者等への技術的サポート

デジタル化への対応は視聴者の自己負担が原則であるが、経済的理由により自己負担でデジタル化対応が困難であると考えられる「生活保護受給世帯」に対しては、簡易チューナーやアンテナ改修等に関する支援を行うことが必要である。また、「生活保護受給世帯」のように経済的理由ではないが、デジタル放送への対応方法を理解することが困難と想定されるような高齢者のみの世帯等に対しては、技術的なサポート等を行うことが必要である。

以上を改めて認識した上で、受信機器の更なる低廉化・多様化と、これを通じた受信機器普及の目標達成に向け、国、放送事業者、メーカー、販売店等当全国会議の全ての構成員が一丸となって、残り1000日を切り、これまでとはフェーズが変わっていることを認識し、たゆまぬ努力を行うことにより、低廉化傾向が更に促進されるとともに、低価格のチューナーや10型台の小型受信機器、地上デジタル対応パソコン、ワンセグ対応携帯電話等今後更に多様化の進む視聴ニーズに対応した製品の普及を一層推進することが必要である。

2. 国民運動による推進

残り1000日を切った中で、まだデジタル放送に対応していないご家庭（アナログ放送を視聴しているご家庭の50%程度）に、的確にデジタル放送に対応していただくためには、さまざまな団体やボランティア等と連携・協力して、地上デジタル放送を全ての国民に理解していただくための草の根的な活動（「国民運動」）が必要不可欠であり、このような観点から、総務省では2008年7月に「総務省地上デジタル国民運動推進本部」を設置し、国民運動の推進に取り組んでいるところである。

上記の相談・受信者支援体制の充実強化に記述した「研修を受けたボランティア等を『地上デジタルアドバイザー（仮称）』として委嘱し、各地域のテレビ受信者支援センターに戸別訪問等の依頼があった際に対応するなどの取組」や、上記の悪質商法対策で記述した「全国の民生委員が、通常の活動の中で高齢者等に対して地

上デジタル放送に関する悪質商法等への注意喚起を行う取組」も、国民運動の一環としてとらえることができるものであり、このようにあらゆる活動を通じて国民運動の推進に取り組む。

3. 3波共用受信機器の普及促進

3波共用受信機器およびパラボラアンテナ等の受信機器の普及促進に積極的に取り組む。

受信機器市場では、地上デジタルテレビ放送に加えてBSデジタルテレビ放送と110度CSデジタルテレビ放送の受信も可能な3波共用受信機器が中心となっており、今後もデジタルテレビ放送全体の普及を牽引していくことが予想されるため、地上・BS・110度CSの関係者が一体となった、より効果的な普及促進活動を展開する必要がある。

また、BSアナログテレビ放送についても地上アナログテレビ放送と同様に2011年7月までに終了する予定であり、3波共用受信機器の普及を図ることにより、BSアナログテレビ放送受信者のデジタル放送への円滑な移行に向けた取組を一層推進する。

4. 共聴施設のデジタル化改修の促進

地上テレビ放送の受信方法は、①戸建て住宅（直接受信）、②集合住宅共聴施設、③受信障害対策共聴施設、④辺地共聴施設、⑤ケーブルテレビの5つの形態がある。これらの受信形態のうち、②～④は、「Ⅱ 3. 共聴施設改修等に係る周知広報の推進」で記述したとおり、デジタル化改修にあたり関係者の合意を得る必要があることなどから改修手続に時間を要する場合が多い。

そこで、特に、このような共聴施設のデジタル化については、目標を掲げて積極的に推進する。

なお、総務省では、辺地自主共聴施設についてデジタル化改修等への支援措置を講じているところであり、受信障害対策共聴施設についても特別の条件を満たす場合に支援措置を講じる方向で2009年度予算を要求を行っている。

(1) 辺地共聴施設

辺地共聴施設約2万施設のうち、デジタル化改修が完了している施設数（改修不要な施設を含む）は、2008年9月末時点の推計で、約3,800施設（約19%）である。辺地共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

① 最終目標

- ・ 2011年3月までに、ほぼ全施設（2万施設、140万世帯）の対応完了

※ デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。

② 当面の目標

- ・ 2010年3月時点において12,800施設の対応完了（対応率約64%）

	対象施設数	2010.3までの目標	対応率（%）
自主共聴	11,800	約6,800	約58%
NHK共聴	8,200	約6,000	約73%

この目標達成に向けて、自主共聴施設について、2008年9月末の状況に基づき「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ」を策定した（別添資料5「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ（都道府県別）」参照）。今後は、都道府県別及び市町村別の辺地共聴施設デジタル化ロードマップを半年ごとに更新し、総務省HPで公表することとする。

このロードマップにおいて、改修計画が検討中又は未定等となっているものについては、2009年3月末までに計画化できるよう取り組む。

なお、NHK共聴については、NHKにおいて計画的に改修を進めることとしている。

（2）受信障害対策共聴施設

① 基本的考え方

受信障害対策共聴施設については、全国に約5万施設存在しており、また、これを利用する受信世帯が約650万世帯存在している。これらのデジタル化改修を促進するため、約5万施設のうち、デジタル化改修が完了している施設数（改修不要な施設を含む）について、今年度中に実態を把握する。その上で、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

i) 最終目標

- ・ 2011年7月までに、全施設（5万施設、650万世帯）の対応完了

ii) 当面の目標

- ・ 2010年3月時点において、対応率50%

② 受信障害対策共聴施設を巡る現状

地上デジタル化対応については、原因者（多くの場合当該施設の管理者）とそれを利用する受信者との間での協議により、当事者間での応分の負担により改修を行うことが原則である。

しかしながら、受信障害共聴施設の改修に係る協議については、

- i) 受信者が共聴施設で受信しているとの認識がない、又は、管理者（原因者）が誰であるかもわからなくなっている。
- ii) 原因者・受信者において、当該共聴施設のデジタル改修を要することの認識がなく、協議も開始されていない。
- iii) 協議は開始されているが、初期段階で地上デジタル放送が直接受信できるか否かについて見解が分かれ、改修の必要性について共通認識に至って

いない。

iv) 改修の必要性について共通認識があるが、費用負担について合意に至っていない。

といった様々な段階で協議の進展が妨げられていると考えられる。

③ 今後必要な取組

今後以下の取組を従来以上に積極的に行うこととする。

i) 基本情報の整備

関係団体等の協力も得つつ、2008年度中に、受信障害対策共聴施設情報について管理簿として整備する。

ii) 施設管理者への働きかけ

支援センター、総合通信局等、関係団体（ケーブルテレビ事業者、工事業者等）等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。

iii) 改修の促進

ア 標準的な改修モデルの提示等

当事者間の協議の進展を側面支援するため、デジタル改修に要する改修費の標準的モデルを作成・公表するとともに、当事者間の協議において生じた問題をどのように克服したか等に関する事例をとりまとめ公表する。

イ 国による支援

直接受信できる・できない可能性が高い地域がどこであるかを明らかにするためのシミュレーション・調査を実施するとともに、受信障害の原因者が特定することが困難である場合等であって、世帯あたりの負担が過重となる場合について、必要な支援策を講じる。

(3) 集合住宅共聴施設

① 基本的考え方

集合住宅共聴施設のデジタル化対応について、以下の目標を掲げて取り組む。

i) 最終目標

・ 2011年7月までに、全施設の対応完了

ii) 当面の目標

・ 2010年3月時点において、対応率85%

集合住宅共聴施設については、全体で約200万施設存在する。特に対応に時間がかかると想定される4階建て以上の施設は約52万施設（約770万世帯）存在し、このうちデジタル化改修が完了している施設数（改修不要な施設を含む。）は、2008年3月時点で約63%と推定され、約4割が未対応²⁰である。

② 今後必要な取組

集合住宅に設置された共聴施設のデジタル化改修を促進するため、以下の取組を行う。

i) 施設管理者への働きかけ

20 社団法人日本CATV技術協会が2008年3月に実施したサンプル調査（4階建て以上を対象）による。

支援センター、総合通信局、関係団体等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化する。また、管理会社等が事実上存在しない小規模の集合住宅については、説明会の開催等により管理組合等とコンタクトを取り個別対応を行う。

ii) 改修促進のサポート

標準的経費の取りまとめなどにより、当事者の対応を側面支援する。

なお、集合住宅共聴施設の改修は、戸建住宅のアンテナ改修等に相当するものであり、基本的に当事者の負担により行うべきものと考えられる。したがって、支援措置を講じることは公平性の観点から適当でないと考えられる。

iii) 基本情報の整備

関係団体等（地上放送事業者、ケーブルテレビ事業者、工事業者等）の協力も得つつ、4階建て以上の集合住宅共聴施設情報について管理簿として整備する。

5. 公共施設等のデジタル化改修

国や地方公共団体の施設（公共施設）については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」で、「公共施設におけるデジタル化改修」及び「公共施設等による受信障害へのデジタル化対応」について、計画を策定して改修に取り組むこととしている。

国の庁舎等施設19,413施設（放送受信設備が不要なものを除く。）及び国の受信障害対策共聴施設827施設（2008年8月末時点の集計結果）について、2010年12月末までに全ての施設に係るデジタル化改修・対応が完了することを目標として取り組む。

IV 中継局整備等の送信側対策

1. 中継局等の整備

(1) 基本的考え方

いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも2010年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを、早期に提示することが必要である。

このような観点から、全国地上デジタル放送推進協議会は、2005年12月に放送対象地域及び放送事業者毎に中継局名及び開局時期等を示した「中継局ロードマップ」（開局時期が未定のものも含まれていた）を策定・公表し、2008年3月の「中継局ロードマップ（第3版）」で全ての中継局の開局時期を明確にしたところである²¹。

今後、放送事業者は、この中継局ロードマップを着実に実施するとともに、アナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%達成に向けて中継局のカバーエリア等の精査を行い、必要な見直しを、随時行う。

なお、アナログ放送時に中継局によりカバーしてきた地域で、共聴施設等によりカバーする計画となっている地域については、第8次行動計画と同じく、2010年までに放送事業者が責任を持って取り組む。

(2) 整備促進のための環境整備

地上放送のデジタル化に係る一般放送事業者の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成11年法律第63号）等に基づく税制及び金融上の措置が講じられている。なお、地方税（固定資産税及び不動産取得税）に係る措置については、2008年度末で終了することになっているため2009年度及び2010年度の措置を要望中である。また、一部放送事業者が自力で建設が困難としている中継局については、国の支援措置が講じられている。2010年末までに確実に整備できるよう、2009年度予算で要求を行っている。

さらに、「地域総合整備資金貸付制度（ふるさと融資制度）」の利用が推奨されている。これらの制度の活用により一層の設備投資促進が期待される。

²¹ これまで、2005年12月、2006年12月、2008年3月の3次にわたり、策定。2008年3月の「中継局ロードマップ（第3版）」で全ての中継局の整備予定年を明示できたことから、その後は、随時更新することとしている。

(参考)

デジタル中継局の整備状況

2008年12月末で、NHK1,444局、民放2,655局の中継局整備が完了する予定であり、全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、96%²²(NHKのカバー率)となる。また、「中継局ロードマップ(第3版)」(2008年3月)で整備予定のデジタル中継局は次のとおりである。なお、「中継局ロードマップ(第3版)」で予定されている中継局整備を前提とすると、2010年末時点で全世帯に対する地上デジタルテレビ放送の電波カバー率は、98%(NHKのカバー率)となる見込みである。

整備中継局数

	～2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
NHK	61	156 (217)	394 (611)	833 (1,444)	1,210 (2,654)	1,762 (4,416)
民放	80	331 (411)	728 (1,139)	1,516 (2,655)	2,069 (4,724)	2,349 (7,073)
合計	141	487 (628)	1,122 (1,750)	2,349 (4,099)	3,279 (7,378)	4,111 (11,489)

(参考) カッコ内の数値は、累積の数値

全世帯に対する電波カバー率

	2005年末	2006年末	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末
NHK	60%	84%	92%	96%	98%	98%

²² カバー率は、2008年より17年度国勢調査データを基にしたシミュレーションにより算出(全世帯数(約4,960万世帯))。なお、以前は、12年度国勢調査データ(約4,700万世帯)による。

2. 市町村別ロードマップ及び難視聴対策

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、「中継局ロードマップ（第3版）」を踏まえて、2008年6月に「市町村別ロードマップ」（暦年毎に視聴可能となる世帯数や2011年時点でデジタル放送が受信できない世帯数等を市町村別に示したリスト等）を更新した。

市町村別ロードマップの状況について、引き続き、地域住民にご理解をいただく活動を行うとともに、放送事業者においてデジタル放送の電波測定を行い、難視地区の状況や対策手法、対策時期、実施主体を明確にした「地デジ難視地区対策計画（仮称）」を、地元の地方公共団体の協力を得て、2009年8月までに策定することとする。同計画の策定にあたっては、アナログテレビ放送時に放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については放送事業者の自助努力によってカバーされるべきであるという原則を踏まえ、可能な限り、中継局整備によりアナログ放送カバーエリアの100%カバーに近づけることとする。また、中継局整備ができない地域については、ケーブルテレビ、共聴施設、ギャップフィルラー、IP再送信など活用可能なあらゆる手段の活用を検討する。

なお、IP再送信については、地上デジタル放送補完再送信審査会が示した「地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン」を踏まえて、電気通信役務利用放送事業者がサービスの提供を開始しているが、いわゆる条件不利地域においてはサービスが提供されておらず、電気通信役務利用放送事業者から具体的な提供計画も示されていないところである。そもそもIP同時再送信は、地上デジタルテレビ放送を電波で送り届けることが困難な条件不利地域においても地上デジタルテレビ放送が視聴できるようにするために検討が行われてきたものであり、今後、IP同時再送信は都市部のみならず、条件不利地域への提供を前提とし、電気通信役務利用放送事業者が提供エリアの拡大に取り組む。

あらゆる手段を講じてもなお、現在アナログテレビ放送が視聴できるにもかかわらず地上デジタルテレビ放送が受信できなくなる地域については、暫定的な措置として、緊急避難的に、衛星を用いて地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けることとし、全国地上デジタル放送推進協議会が2007年12月及び2008年5月に公表した実施案を踏まえて、関係者が協力をして2009年度内の運用開始を目指して取り組む。

3. デジタル・アナログ対比表及びデジタル中継局チャンネル予定表

全国地上デジタル放送推進協議会では、2008年6月の「中継局ロードマップ（第3版）」を踏まえて、現在アナログ中継局を受信している地域がデジタル放送を受信する際に対応するデジタル中継局が分かる資料（「デジタル・アナログ中継局対比表」）を作成・公表した。

さらに、小規模なデジタル中継局で使用されるチャンネルの情報について、共聴施設のデジタル化改修等に必要不可欠なものであることから、2008年6月に「デジタル中継局チャンネル予定表」を公表した。

今後、中継局ロードマップの見直し等に併せて、「デジタル・アナログ中継局対比

表」及び「デジタル中継局チャンネル予定表」の更新を行う。

4. デジタル混信の対策

デジタル放送とアナログ放送のサイマル期間の周波数逼迫状況においては、他の放送局からの電波による混信のためにデジタル放送を良好に視聴できない現象（デジタル混信）が起こる場合があり、既に一部の地域で発生している。

このデジタル混信は、今後、中継局整備が進展するにつれて拡大する可能性があることから、混信発生実態を把握しつつ、対策計画を作成し、関係者の協力により混信対策用中継局の設置や送信周波数の変更などの具体的対策を進める必要がある。なお、混信問題は一般視聴者には理解しづらい問題であることから、国及び地域の放送事業者は、積極的に「対策計画」を地域に説明する。

さらに、周波数の空きがないために2011年春までに対策が完了しないと予想される地域については、必要に応じて、暫定的な衛星利用による難視聴対策の対象となることから、その地域の放送事業者は、上記「対策計画」の立案と並行して対象となる地区のリスト作りを進める。

5. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

2011年7月25日から1年間で実施することが予定されている53チャンネルから62チャンネルまでの周波数の52チャンネル以下への切替え事業については、中継局毎の切替手順や視聴者への周知広報の方法、実施体制等について検討を行い、「リパックの実施計画（仮称）」を2008年度末までに策定し、所要の取組を確実に進める。

6. ケーブルテレビの普及促進等

(1) ケーブルテレビのデジタル化状況

ケーブルテレビへの加入世帯は、2008年3月末現在、約2,194万世帯、世帯普及率は約42.4%になっている。また、同月現在、ケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯は、約2,120万世帯に達しており、ケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の普及の当面の目標（2008年の北京オリンピック時点でのケーブルテレビによる地上デジタル放送の視聴可能世帯数2,000万世帯）を大きく上回っており、順調に推移しているところである。

(2) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式²³又はパススルー方式²⁴のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

(3) 設定する普及目標

23 電波で受信した放送を、ケーブルテレビの伝送に適した変調方式に変換して伝送する方式。

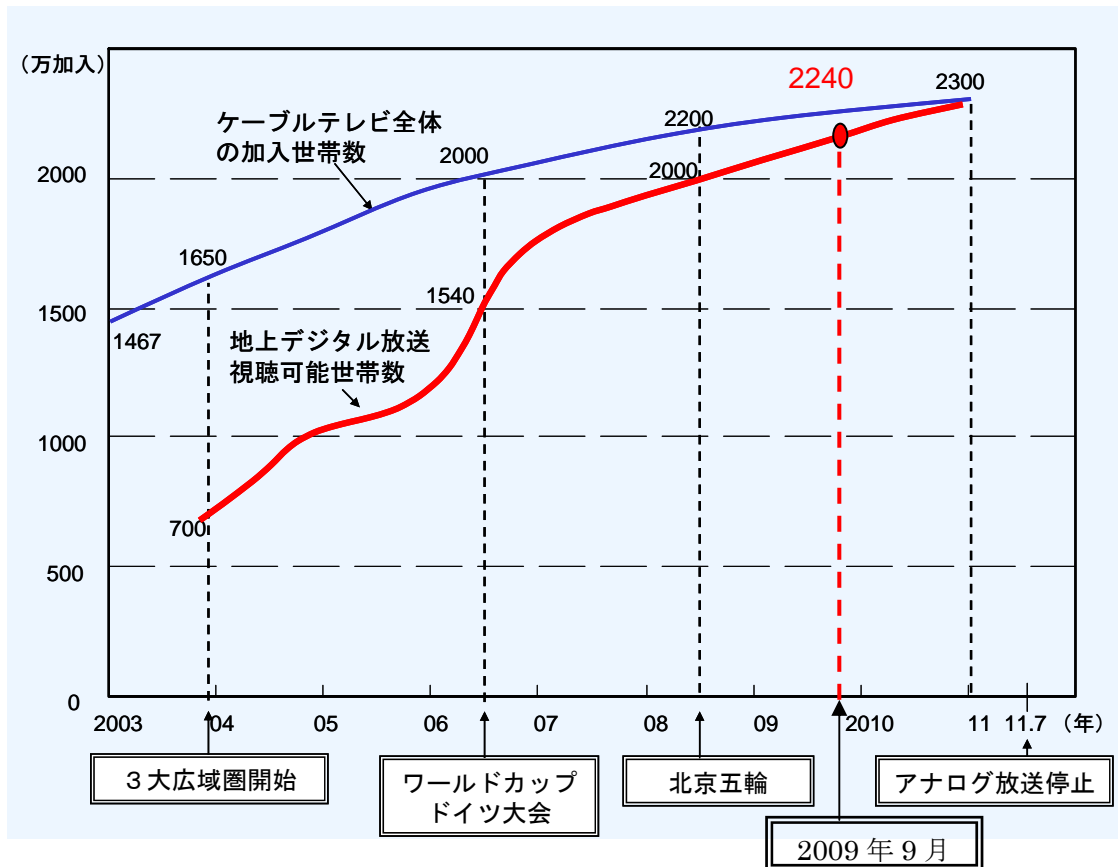
24 電波で受信したままの変調方式で伝送する方式。同一周波数パススルーと周波数変換パススルーがある。

① 最終普及目標

- ・ 2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯²⁵において視聴可能

② 当面の普及目標

- ・ 2009年9月末までに、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち2,240万世帯で視聴可能



(4) ケーブルテレビ普及の取組

① ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

「ケーブルテレビの地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」において2010年末時点のデジタル化対応を未定としている事業者の対応方針を早期に明確にするとともに、引き続き、できるだけ早期にケーブルテレビ施設のデジタル化対応が完了するよう取り組む。

② ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

地上デジタル放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビの既加入者はもとより、加入を検討している視聴者に対しても、必要な情報が適切な方法により提供されるための取組等を行う。

③ 共聴施設の現状把握等への協力

共聴施設のデジタル化の促進に向け、ケーブルテレビ事業者においても、共聴施設の現状の把握や、早期のデジタル化対応に向けた共聴施設管理者等

25 予測：最大約2,300万世帯。

への働きかけなどの取組に最大限協力する。

④ 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の推進

地上デジタル放送への円滑な移行に資するため、ケーブルテレビ事業者により、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等で地上デジタル放送のみの再送信サービスが早期に導入・提供されるための取組を行う。

⑤ デジアナ変換サービスの暫定的導入に関する検討

暫定的措置としてケーブルテレビのヘッドエンドにおいて地上デジタル放送をアナログ方式に変換して再送信するサービス（デジアナ変換サービス）は、残存するアナログ受信機器対策として有効であるなど地上デジタル放送への円滑な移行に資するものである一方、ケーブルテレビ事業者として、運用上の課題、制度的課題など条件整備に向けた課題が存するため、同サービスの暫定的導入についてそれらの課題の検討を行う。

V おわりに

1. アナログ放送終了のリハーサル

アナログ放送が終了するということを国民に明確にご理解いただくとともに、アナログ放送終了にあたっての諸課題を抽出し、必要な対応を明らかにするために、アナログ放送終了のリハーサルを2009年度内に実施することとする。

このリハーサルの実施にあたっては、リハーサルによりアナログ放送が視聴できなくなる地域の住民や地方公共団体のご意見を踏まえて検討を行う。また、アナログ停波前後における説明・相談の効果や工事発注の集中度合い、廃棄物の増加傾向等、リハーサルの結果を報告書にとりまとめ公表し、他の各地におけるアナログ停波に向けた効果的・効率的な準備に役立てていく。

2. 地域レベルでの推進体制の拡充及び推進計画

第8次行動計画では、全国各地域において、同計画で掲げた各施策を一体的に展開するため、地域レベルで総務省（総合通信局等）、放送事業者、販売店、地方公共団体等の連絡・連携体制を確立し、常時情報を共有し、地域住民からの問い合わせ等に共同して対応することとした。

地上デジタルテレビ放送への完全移行まで残り1000日を切り、各地域における体制整備をさらに拡充するとともに、2008年10月に全国11か所に設置し2009年2月目途に都道府県単位で設置する予定の「総務省テレビ受信者支援センター」を中心に、2008年度内に各地域の実情を踏まえた地域別の具体的な推進計画を策定・実施する。

3. 次期行動計画

当全国会議に参加している主体は、本行動計画に記された事項について、着実な実施を図るとともに、実施していく過程で取組を強化すべき場合には、時期を逸することなく取り組みの見直しを行うこととする。その上で、2009年12月に次期行動計画を策定する（別添資料6「第8次行動計画策定以降の取組と第9次行動計画策定以降の取組予定」参照）。

第二部 各主体が取り組むべき事項

I 政府

2007年12月の第8次行動計画の発表以降、2008年3月には「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」を実施し、地上デジタルテレビ放送の周知広報や普及状況把握に取り組むとともに、全国地上デジタル放送推進協議会とともに、3月に「中継局ロードマップ」の見直し、6月に「市町村別ロードマップ」の見直しと「デジタル・アナログ中継局対比表」及び「デジタル中継局チャンネル予定表」を公表した。

また、国民の理解醸成、受信側の課題、送信側の課題、アナログ放送の終了にあたっての課題等について、情報通信審議会において議論いただき、2008年6月に第5次中間答申を受けた。

この第5次中間答申における提言を踏まえて、地上デジタルテレビ放送への移行に万全を期するために、2008年7月に総務省で「地上デジタル放送推進総合対策」（別添資料7参照）を策定するとともに、同総合対策の実施のために2009年度に必要な予算を要求している。

また、2008年7月に「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」で、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を決定し、関係省庁が協力・連携して地上デジタル放送推進に取り組んでいる。

さらに、2008年10月にDpaを実施主体とする「総務省テレビ受信者支援センター」を全国11か所に設置し、地域に密着した調査・相談対応・支援等を実施している。

国は、「地上デジタル放送推進総合対策」及び「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」の着実な実施に努めることとし、特に、以下の項目に重点的に取り組む。

1. 周知・広報

幅広い視聴者を対象として、ポスターの掲示、チラシ等の配布、政府広報等による周知・広報を実施するとともに、個別の共聴施設等に対する周知・広報の推進に取り組む。

また、総務省に設置した「地上デジタル放送国民運動推進本部」（本部長：総務大臣）を中心に、地上放送のデジタル化を国民にご理解いただくための活動を国民運動として展開する。

周知・広報にあたっては、特に、高齢者だけの世帯等、情報が届きにくいと考えられる世帯を含めて、全ての国民に受信形態に対応した正確な情報が届くよう、取り組む。

2. 相談・支援体制

2008年10月に全国11か所に設置した「総務省テレビ受信者支援センター」を、2009年2月目途に都道府県単位で設置し、地域に密着した調査・相談対応・支援等を行う。本支援センターを拠点に、全国できめ細かな説明会を開催するとともに、独居のお年寄り等への戸別訪問等を行う。このために必要な経費について、2009年度予算で要求を行っている。

3. 共聴施設への対応

全国約2万施設と推計される辺地共聴施設については、デジタル化に際して受信点変更が必要となる場合があるなど、相当規模の改修経費が必要となる場合があり得る。受信環境の整備は、視聴者の自助努力によることが原則であるが、視聴者間の負担の公平性や、2011年の地上デジタルテレビ放送への全面移行までの限られた期間等の事情を勘案し、改修費用が著しく過重となる場合等について、辺地共聴施設改修に対する支援制度を設けている。2009年度予算では、アナログテレビ放送が受信できたにもかかわらずデジタルテレビ放送が受信できない地域に新設する辺地共聴施設を新設する場合、補助率を拡充する予算要求を行っている。

また、全国約5万施設と推計される受信障害対策共聴施設について、2008年度末までにデジタル化対応に関する管理簿の整備を行うとともに、受信障害の原因となった建築物等の所有者等に負担を求めることが困難な場合等で住民負担が過重になるような場合には、受信障害対策共聴施設のデジタル化改修に対する支援を講じるよう、2009年度予算の要求を行っている。

さらに、全国約52万施設（4階建て以上）と推計される集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進に向けた取組の強化のため、2008年度末までにデジタル化対応に関する管理簿の整備を行うとともに、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、建築関係団体、経済団体、工事関係団体等の協力を得て、周知広報活動等を行っていく。

4. デジタル混信の対策

対策事業を効率的に実施するための体制構築に資する支援策等の拡充に向けて、2009年度予算で要求を行っている。

また、放送事業者とともに、発生が予測される地域で実態把握のための実地調査を「総務省テレビ受信者支援センター」と連携しつつ行い、2008年度までの開局に係るものについては、混信の有無等の見極めを2009年夏までに完了する。

5. 中継局整備等の支援措置

地上デジタルテレビ放送の全国普及に向けて、デジタル中継局整備等について税制上の特例措置等を講じ、放送事業者の投資環境を整備しているところであり、引き続き、投資環境整備に取り組む。なお、2008年度末で期限が終了する地方税（固定資産税及び不動産取得税）の特例措置については、2009年度及び201

0年度の延長・拡充を要望している。

また、中継局ロードマップで「自力建設困難」とされているデジタル中継局について、引き続き支援を行うことができるよう、2009年度予算の要求を行っている。

6. 衛星利用による暫定的な難視聴対策

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域について、暫定的に衛星を利用して地上デジタルテレビ放送の番組を送り届けられるよう、2009年度内の運用開始を目指して、放送事業者等関係者とともに取り組む。なお、暫定的な衛星利用による難視聴対策に必要な経費について、2009年度予算で要求を行っている。

7. 簡易で低廉なチューナーの流通に向けた環境整備

社団法人デジタル放送推進協会の協力を得て取りまとめ、2007年12月に公表した「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」を踏まえ、アナログテレビで地上デジタル放送を視聴するための必要最小限の機能を持つチューナーが開発され早期に安価に市場に出回るよう、関係メーカー等への働き掛けなどに努める。

8. 受信機器購入等に対する支援

受信機器の購入等は、視聴者の自己負担であることを原則としつつ、情報通信審議会第5次中間答申を踏まえ、生活保護受給世帯に対して、受信機器購入等に係る支援を行う。このために必要な経費について、2009年度予算で要求を行っている。

9. 高齢者等への働きかけ・サポート

上記2で都道府県単位で設置することとした「総務省テレビ受信者支援センター」を中心に、個別の働きかけや自治会・町内会・高齢者福祉施設等の場を活用したきめ細かな説明会を開催するとともに、高齢者だけの世帯等、特別にサポートが必要な世帯に対して、必要に応じて戸別訪問等によりサポートを行う。このために必要な経費について、2009年度予算で要求を行っている。

10. ケーブルテレビのデジタル化

「ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」において2010年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者に対し、2008年末までに今後の対応を明確にするよう働きかけを行うほか、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期に、かつ、遅くとも2010年12月末までにすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用したデジタル化対応を促進するなど、引き続きケーブルテレビのデジタル化を推進する。

また、ケーブルテレビ業界に対し、ケーブルテレビ事業者における2008年7

月1日から施行されている営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守の徹底や、苦情等を受けた事業者への個別指導の実施を働きかけるとともに、ケーブルテレビ事業者に対し、視聴者へのより丁寧な説明の実施など視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるよう働きかける。

さらに、地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入に向けた業界団体の検討結果を踏まえ、同サービスの早期導入に向け、定期的に導入状況を把握し、その結果を公表することなどにより、ケーブルテレビ事業者による同サービスの早期導入を促進する。デジアナ変換サービスに関するケーブルテレビ業界の課題整理の結果を踏まえ、同サービスの暫定的導入について2009年夏までに必要な検討を行う。

1.1. 公共施設等のデジタル化

各省庁が所管する施設及び各省庁が所管する施設を原因とする受信障害を解消するための施設については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を踏まえて、2010年末までに全ての施設のデジタル化対応が終了することを目標として、2008年8月に各省庁においてデジタル化改修計画を策定したところであり、同計画を着実に実施する。

1.2. 廃棄・リサイクル対策

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を踏まえて、デジタル放送への移行に伴い廃棄・リサイクルされるアナログ受信機器に対する対応に関係省庁が連携して取り組む。具体的には、アナログ受信機の継続使用が可能であることの周知やアナログ放送停止に向けたアナログテレビの円滑な廃棄の促進のための調査などに取り組む。

1.3. 「悪質商法」対策

「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を踏まえて、十分な知識を持っていない視聴者が悪質商法の被害にあうことがないように、関係省庁が連携して悪質商法対策に取り組む。

また、民生委員が通常の活動の中で、地域の高齢者等に注意喚起をしていただくよう、各地域の民生委員児童委員協議会に協力を要請しているところであり、引き続き、同協議会と連携して悪質商法対策に取り組む。

1.4. アナログ放送終了リハーサルの実施

2011年7月のアナログ放送終了の際、視聴者に混乱が生じないように対策を講じる必要があることから、放送事業者とともにアナログ放送リハーサル実現に向けた検討を進めており、2009年度予算で要求を行っている。

1.5. 関係業界への働きかけ

地上デジタルテレビ放送への移行促進のために、メーカー、工事業者、販売店、建築物管理業者・工事業者等に、必要な働きかけを行っていく。

具体的には、例えば、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を踏まえて、地上アナログテレビ放送が2011年に終了することを所管団体及び所管団体構成員に周知をする取組、使いやすい機器の製造・流通をメーカー等に要請する取組、共聴施設の早期改修に向けて共聴施設の所有者等への周知広報を建築物管理業者等に要請する取組等を行う。また、新聞の「ラジオ・テレビ欄」や雑誌の番組ガイドなどで、視聴者にデジタルテレビ放送への移行についてご理解いただけるような表示がされるよう関係者に要請する。このような要請にあたっては、総務省は、必要に応じて、関係省庁や全国地上デジタル放送推進協議会等と連携して行うこととする。

16. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業については、放送事業者と協力して、中継局毎の切替手順や視聴者への周知広報の方法、実施体制等について検討を行い、「リパックの実施計画（仮称）」を2008年度末までに策定する。

策定される「リパックの実施計画（仮称）」を踏まえ、放送事業者との協力により、2009年度から切替事業の効率的実施のための所要の体制構築に着手する。このために必要な経費について、2009年度予算で要求を行っている。

17. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、関係団体や放送事業者、受信機メーカー等の協力を得て、伝送制御信号等の活用など技術的手法の検討の推進を図る。

18. コンテンツ振興

デジタル化の進展と高度な放送サービスの展開に見合った全国的なコンテンツ制作力の向上のための民間による取組を促進するため、コンテンツ制作環境の向上や、地域に密着したコンテンツの流通促進等の環境整備を図る。

Ⅱ 地上デジタルテレビジョン放送事業者

地上デジタルテレビジョン放送事業者は、2007年11月の第8次行動計画の策定以降、デジタル中継局の整備により世帯カバー率を92%（2007年12月末）から96%（2008年12月末予定）まで拡大するとともに、全国地上デジタル放送推進協議会において中継局ロードマップ（2008年3月）及び市町村別ロードマップ（2008年6月）の見直しを行い地元地方公共団体や地域住民への正確な情報の提供にも取り組んできた。

また、全国地上デジタル放送推進協議会において、アナログ放送終了計画を策定（2008年4月）し、同計画に基づき、アナログ放送に「アナログ」というマークを表示したり、放送番組を活用して地上デジタル放送に関する情報提供を行うなど、周知広報活動にも取り組んできた。

これからは、2011年7月まで残り少ない期間において、確実にアナログ放送を終了しデジタル放送に完全移行するために、さらに取組を強化し、放送事業者が実施できることは全て実施する、という方針で次の取組を行う。

1. 放送エリアカバー

アナログテレビの放送電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル化後も100%カバーされることとなるよう、引き続き、中継局ロードマップで示された計画に沿ってデジタル中継局の整備を行う²⁶とともに、前倒し整備が可能な中継局については前倒しを検討する。

また、中継局ロードマップにおいて、「自力建設困難」とされている中継局及び既存のアナログ中継局に替えて共聴施設やケーブルテレビ施設を設置することとされている地域については、施設の建設や住民の加入促進について、一義的には放送事業者の責任において行うものであることに鑑み、地元の地方公共団体と協議の上、必要な対応を行う。

また、市町村別ロードマップにおいて「新たな難視」とされた地域等、地形上の理由によりデジタル放送の電波が届かなくなると見込まれる地域については、電波測定を行い対象地域を確定した上で、2009年8月までに「地デジ難視地区対策計画（仮称）」を策定し、同計画を踏まえて対策を講じることにより対象地域をできる限り減少させるよう努める。

さらに、遅くとも衛星利用による暫定的な難視聴地区対策が終了する2015年3月までに、当該「デジタル放送の電波が届かなくなる地域」の視聴者がデジタル放送を受信できるよう、関係者と連携して取り組む。

2. 周知・広報活動等

第一部の「Ⅲ 受信機器普及・共聴施設改修等の受信側対策」で記述したとおり

26 免許方針では、放送普及基本計画の規定に基づき、地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送への円滑な全面移行を確保するため、既設地上アナログテレビジョン放送と同等の区域において、2010年12月までに地上デジタルテレビジョン放送の受信を可能とするための中継局等の整備計画有し、中継局の整備等により、当該地域が地上デジタルテレビジョン放送を受信できることとなるよう努めることとなっている。

厳しい状況であることを踏まえて、第一部に掲げる周知・広報活動の展開に加え、視聴者のデジタル移行を促すために放送番組による周知・広報について、2009年は2008年の取組を上回る取組を行う。特に、地上デジタルテレビ放送のメリットや受信方法（例えば、辺地共聴施設、都市受信障害対策施設、集合住宅、戸建て住宅等のそれぞれについて必要な対応）を紹介する番組の制作・放送に取り組む。

また、地上デジタルテレビ放送への移行をさらに促進するために、アナログ放送からデジタル放送へ移行するメリットを視聴者がより実感できるような番組制作・編成についても積極的に取り組む。

3. 地上デジタルテレビ放送の受信相談等

アナログ放送の終了・デジタル放送への完全移行のためには、国民の理解・協力が不可欠であるところ、総務省では、「総務省テレビ受信者支援センター」の設置・拡充のほか、高齢者等へのアドバイザー等など総合的な相談体制を整備していく予定であるが、放送事業者としても、主体的・積極的に相談・説明に取り組むとともに、地上デジタル放送を推進する公益的な団体等に積極的に協力する。

また、既存の中継局を共聴施設やケーブルテレビ施設により代替する場合に、放送事業者が責任を持って対応を行う。

地域内の販売店や工事業者等に対しても、地域内の地上デジタルテレビ放送の受信に関する適時適切な情報を提供することに努める。

4. 地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実

デジタル放送対応受信機器を購入していない視聴者の多くが「アナログ放送で十分」と考えている²⁷ことを踏まえて、視聴者のアナログテレビ放送からの移行促進を図る観点から、一層、地上デジタルテレビ放送の特長を活かした放送サービスの充実に取り組む。

- ① 撮影から編集・制作までをすべてハイビジョンで行う「ピュアハイビジョン番組」を一層充実させる。
- ② 標準画質で複数の番組を放送するマルチ編成の放送は、視聴者にとってデジタル放送のメリットを明確に実感しやすいものであることから、マルチ編成の放送時間の拡充に努める。
- ③ ハイビジョン放送とともに、よりデジタル放送番組の豊かさを視聴者に提供するために、5.1chサラウンドによる高音質番組の充実も図る。
- ④ データ放送を充実させるとともに、字幕放送や解説放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実に努める。
- ⑤ サイマル放送の枠組み²⁸が変更されたことを踏まえて、アナログテレビ放送とは異なる特色あるデジタルテレビ放送の番組提供に取り組む。

27 総務省の「デジタルテレビ放送に関する移行状況緊急調査」（2008年9月）では、「現在のアナログ放送で十分だから」は、61.5%であった。

28 従来の免許方針では「デジタル放送は、その放送の3分の2以上をアナログテレビ放送と同じ内容の放送を行う」とされていたが、2008年4月の免許方針では、同じ内容の放送を行う必要はないこととされている。

5. 共聴施設の改修

辺地共聴施設のデジタル化改修にあたって、NHKは、アナログテレビ放送時に果たしてきた責任と同様の責任を引き続き果たして行くことを基本として、その役割を果たしていくこととし、NHK共聴施設のデジタル化改修に責任を持って取り組む。自主共聴施設のデジタル化改修の際の受信点調査や一定の条件の下で自主共聴施設のデジタル化改修経費の一部を負担するなど、自主共聴施設のデジタル化改修の推進にも取り組む。

民間放送事業者は、辺地共聴施設がアナログテレビ放送中継局のエリアの外に建設された施設であることを前提としつつも、各放送事業者のアナログテレビ放送が受信・再送信されている実態を踏まえて、総務省やNHKと協力し、情報提供、相談対応等に取り組む。

6. アナログ放送終了に向けた放送対応手順及び終了リハーサル

全国地上デジタル放送推進協議会がとりまとめた「アナログ放送終了計画」を踏まえて、アナログ放送への「アナログ」マークの表示、告知スーパーの表示、「お知らせ画面」の表示などに取り組む。また、2011年にアナログ放送が終了する際に、視聴者に混乱が生じないように対策を講じる必要があることから、アナログ放送終了のリハーサルの検討等に積極的に取り組む。

さらに、アナログ放送終了計画では、2011年7月1日から24日までの間に、アナログ放送の番組を終了し、「お知らせ画面」のみを表示することとしているが、具体的な日時・手順等について、全国地上デジタル放送推進協議会において、2008年度末までにアナログ放送の番組を終了する日時・手順等の検討を行い、検討結果を踏まえて具体案を公表する。

7. 衛星利用による暫定的な難視聴対策

2011年のアナログ放送終了までに、デジタル中継局等の整備により地上デジタルテレビ放送を送り届けられない地域については、暫定的に衛星により地上デジタル放送の番組を送り届けられるようにするための仕組みを、総務省とともに構築し、2009年度内の運用開始を目指して取り組む。

8. デジタル混信の対策

周波数の逼迫等により発生するデジタル混信については、無線局の免許人である放送事業者としての責務を果たすべく、主体的な対応の取組を行う。

デジタル混信は既に一部の地域で発生しており、今後、中継局整備が進展するにつれて拡大する可能性があることから、発生が予測される地域で実態把握のための実地調査を「総務省テレビ受信者支援センター」と連携しつつ行い、2008年度までの開局に関係するものについては、混信の有無等の見極めを2009年夏までに完了する。

また、混信による受信障害が確認されている地域については、その地域の放送事業者が主体となりつつ、国の支援措置も活用し、対策の検討及び実施を速やかに完

了する。このため、地域の放送事業者は、障害の状況、対策内容、実施時期、実施主体等を整理した個別問題ごとの「対策計画」を2009年8月までに作成する。

策定される「対策計画」を踏まえ、混信対策事業の効率的実施のための所要の体制構築に着手する。

さらに、周波数の空きがないために2011年春までに対策が完了しないと予想される地域については、必要に応じて、暫定的な衛星利用による難視聴対策の対象となることから、その地域の放送事業者は、上記「対策計画」の立案と並行して対象となる地区のリスト作りを進める。

9. アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業

アナログ放送終了後の53ch以上のチャンネル切替事業については、国と協力して、中継局毎の切替手順や視聴者への周知広報の方法、実施体制等について検討を行い、「リパックの実施計画（仮称）」を2008年度末までに策定する。

「リパックの実施計画（仮称）」の策定及び実施に際しては、切替対象チャンネルの放送事業者のみならず、地域の全放送事業者が協力して行う。

策定される「リパックの実施計画（仮称）」を踏まえ、国との協力により、2009年度から切替事業の効率的実施のための所要の体制構築に着手する。

10. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、関係団体における検討等を通じて、受信機メーカー等と協力しつつ、伝送制御信号等の活用など技術的手法の検討の推進を図る。

Ⅲ BSテレビ放送事業者

2000年12月にスタートしたBSデジタルテレビ放送は、パラボラアンテナを設置するだけで日本全国どこでも簡便に、デジタルテレビ放送の魅力を享受できるメディアとしての認知が広がった。現在、5周波数を使用して12番組のテレビ放送が放送されているが、2011年以降、新たに7周波数を追加することが決定されている。これを受け、2008年8月に実施された総務省の参入希望調査では、ハイビジョンによるテレビ放送111番組（約36周波数）について参入希望が提出され、2011年以降、ハイビジョンによる放送番組が大幅に増加することが予想されているところである。BSデジタルテレビ放送を受信できる受信機器²⁹の出荷台数（累計）が、4,304万（2008年10月末速報値）となり、今後ますます普及を促進するために、高画質、高音質のハイビジョン放送など、BSデジタルテレビ放送の特長を活かしつつ、モアサービス・メディアとして地上放送だけでは満たすことのできない多様化・高度化する視聴者ニーズに応える番組の提供を一層推進する。

29 BSデジタルテレビ放送を視聴するためには、受信機以外にパラボラアンテナの設置と受信機への接続等が必要となる。

また、2011年7月までに終了するBSアナログテレビ放送については、視聴者が自らの視聴ニーズに合わせて、デジタル化への対応を過不足なく適切に進めていくことができるように、地上放送と連携したきめ細かな周知広報を行う必要がある。

2008年4月にBS放送に係る事業者、団体及び総務省により設置した「BSアナログ放送の終了に係る関係者連絡会」における周知広報や視聴者からの問い合わせに係る相談体制の整備などの取組を推進するとともに、BSアナログテレビ放送事業者による視聴者への継続的な周知広報を行う。

IV CSテレビ放送事業者

デジタルテレビ市場においては、地上デジタルテレビ放送に加えてBSデジタルテレビ放送と110度CSデジタルテレビ放送の受信も可能な3波共用受信機器が中心であることから、CSテレビ放送のサービスが向上し魅力あるものになることも地上デジタル放送の普及に資することになる。

110度CSデジタルテレビ放送においては、2004年9月から開始されているハイビジョン放送を今後ますます充実させるなど、デジタルテレビ放送のメリットを十分に活かした番組の提供を推進する。

また、その他のCSデジタルテレビ放送においても、2008年10月よりハイビジョンによる放送が開始されている。今後も、画質向上に積極的に取り組むとともに魅力ある、多チャンネル放送メディアへの移行を推進する。

V ケーブルテレビ事業者

1. ケーブルテレビのデジタル化の計画的かつ適切な推進

「ケーブルテレビによる地上デジタルテレビ放送対応ロードマップ」において2010年末時点における地上デジタル放送への対応を未定としている事業者においては、2008年末までに今後の対応方針を明確にするよう検討を行う。また、地上アナログ放送終了までのできるだけ早期にすべてのケーブルテレビ施設においてデジタル化対応を完了するよう、地域情報通信基盤整備推進交付金等も活用しつつ、引き続きデジタル化を着実に遂行する。

2. ケーブルテレビ視聴者等への適切な情報提供

ケーブルテレビの既加入者のみならず、加入を検討している視聴者による地上デジタル放送への対応の検討にも資するため、再送信サービスの開始時期、提供エリア、工事費、利用料金その他の提供条件や、個別アンテナによる直接受信の可能性などの情報を、パンフレットの配布、自主チャンネルにおける放送、ホームページへの掲載、相談窓口等における対応等の適切な手段により提供する。

また、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者による営業活動や広告

表示等に関する意見が寄せられていることを踏まえ、ケーブルテレビ業界として、2008年7月1日から施行している営業活動や広告表示に関する統一的な基準の遵守を一層徹底するとともに、引き続き、苦情等には統一的な窓口により対応し、その内容を調査した上で、必要に応じ適正化に向けた個別指導を実施する。また、営業活動に携わるすべての者が契約前に契約に係る重要事項を適切に説明できるよう、重要事項説明書等の業界標準を策定し、事業者の利用に資する。

ケーブルテレビ事業者においては、こうした業界としての対応も踏まえ、引き続き、視聴者等に誤解が生じることのない適切な営業活動が行われるために必要な取組を行う。

3. 共聴施設の現状把握等への協力

受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設のデジタル化の促進に向け、関係者間の取組が今後加速することから、ケーブルテレビ事業者においても、事業の公共性や社会的使命等にかんがみ、共聴施設の現状（施設設置者やデジタル化対応の有無等に係る情報）の把握や、早期のデジタル化対応（ケーブルテレビの活用を含む）に向けた共聴施設管理者等への働きかけなどの取組に最大限協力する。

4. 地上デジタル放送のみの再送信サービスの導入の推進

各種サービスの導入の是非や提供条件等については、ケーブルテレビ事業者が自らの経営戦略に基づき独自に判断・決定すべきものであるが、地上デジタル放送のみの再送信サービスは地上デジタル放送への円滑な移行に資するものであるため、ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する。

ケーブルテレビ事業者においては、地上デジタル放送のみの再送信サービスについて、具体的なサービスメニュー、提供条件等を速やかに検討し、視聴者に対して可能な限り早期に提供できるよう取り組む。

5. デジアナ変換サービスの暫定的導入に関する検討

暫定期間の終了年限や導入に伴う費用の回収方法等の運用上の課題、再送信同意に係る制度的課題、対応機器の保守等に係る技術的課題などデジアナ変換サービスの条件整備に向けた課題を整理するとともに、必要に応じ関係者とともに具体的な検討を行う。

VI 受信機メーカー

1. より低廉で多様な受信機器の開発・普及の推進

- ① 「デジタルテレビ放送受信機器の普及目標 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機器普及の更なる加速を図る観点から、引き続き、以下に記載する小型受信機器に対する地上デジタルテレビ放送受信機能搭載を含めた受信機器の多様化や、価格の低廉化に努める。
 - i) テレビ受信機器については、デジタルテレビ放送全体の普及を図る観点から衛星デジタルテレビ放送（BS、110度CS）と地上デジタルテレビ放送のすべてに対応した3波共用受信機器の普及を促進するとともに、視聴者ニーズに合致した低価格の地上デジタルテレビ放送専用受信機器の商品化等を鋭意推進することにより、地上デジタルテレビ放送受信機能搭載比率をさらに高める。
 - ii) 地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載した機器は、小型テレビ(概ね10型以下のパーソナル用途等も含む。)、パソコン、録画機等の多種多様なニーズがあり、ニーズを踏まえてさらに多様化を促進する。
 - iii) 車載器（カーナビ等）の分野において、関連団体等に働きかけを行うことにより、地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ端末の普及をさらに促進するとともに、アナログ放送にのみ対応している車載器（カーナビ等）について2011年7月のアナログ放送終了によりテレビ視聴ができなくなることの周知に取り組む。
- ② 地上デジタルテレビ放送の視聴手段の多様化を図るため、パソコンでの地上デジタルテレビ放送視聴の普及に向けて、地上デジタルチューナー搭載パソコンはもとより、USBチューナー等既存パソコンで地上デジタルテレビ放送を視聴可能とする周辺機器等の普及に努める。
- ③ 地上デジタルテレビ放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努めると同時に、デジタル放送のメリットであるハイビジョン画質をより楽しめる商品の普及を促進する。
- ④ アナログ放送にはないサービスである5.1chサラウンドについては、5月1日を「サラウンドの日」に制定し放送事業者と連携した普及促進活動を進めると共に、設置・導入のしやすい5.1chサラウンド放送受信・再生機器の提供に努める。
- ⑤ 地上アナログ放送を視聴されている方が、引き続きアナログテレビ受信機器³⁰を使い続けることを希望される視聴者のニーズに対しては、2007年12月に公表された「『簡易なチューナー』の仕様ガイドライン」に基づいたチューナーを含め、地上デジタルチューナー等の低廉化に努める。

30 本行動計画では、「アナログテレビ受信機」とは、地上デジタルテレビ放送受信機能を搭載していないテレビ受信機を意味する。

2. すべての視聴者にとって使いやすい受信機器等の推進

操作ボタンの大型化など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとって、より使いやすいリモコン及び操作性の改善について、社団法人電子情報技術産業協会では操作性の改善事例集を作成し同協会のホームページに公開することで広く周知を図って行く。

また、消費者団体との懇談会やCEATECにおける展示等の周知活動を実施したが、引き続き、視聴者のニーズを踏まえた受信機器の開発とともに、使いやすい簡易なりモコンの同梱化も含めた普及推進に鋭意取り組む。

3. 購入者の理解の促進

- ① 今後、受信機器の機能の多様化が進むため、購入者が購入に際してその機能を十分理解できるよう努める。特に、機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等にあっては、機能が限定されていることについて、カタログ、取扱説明書等購入者にわかりやすいよう、社団法人電子情報技術産業協会が策定したガイドラインに基づき明示するように努める。
- ② 異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により、対応マニュアル、Q & A等の一層の充実を図るよう努める。
- ③ 受信機器の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタルテレビ放送への移行のスケジュールやアナログテレビ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログテレビ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、告知シール貼付、店頭での告知などにより適切に周知を継続的に行っていく。

4. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が安心して機器を使用し続けられるよう、購入者からの問い合わせに対して引き続きカスタマーセンター等において対応を行う。

5. アナログテレビのリサイクル対策への取組

アナログテレビのリサイクルについては、家電リサイクル法に従い対応してきた。今後とも、廃棄量増大への対応検討を関係省庁とも連携して継続的に取り組んでいく。また、仮に、アナログ受信機の排出量が予測を上回る事態になった場合でも、家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう、適切に対応する。なお、アナログ受信機の廃棄・リサイクルの時期・台数の予測については、社団法人電子情報技術産業協会において試算しているところであるが、直近の販売動向や調査結果を踏まえて、毎年度に見直しを行う。

6. 需要量に的確に対応した供給

2011年に向けて需要が増加すると見込まれる地上デジタルテレビ放送に関するデジタル受信機器等について、需要量に的確に対応できるよう努める。

7. アナログ放送終了リハーサルへの協力

2011年にアナログ放送が終了する際に、メーカーとしても、アナログテレビの消費者に混乱が生じないように対策を講じる必要があることから、アナログ放送終了のリハーサルに関連団体と連携し協力する。

8. 緊急地震速報の速やかな伝送に向けた取組

地上デジタル放送等における「緊急地震速報」の速やかな伝送等に向け、関係団体における検討等を通じて、放送事業者等と協力しつつ、伝送制御信号等の活用など技術的手法の検討の推進を図る。

Ⅶ 販売店

1. 人材育成

デジタルテレビ放送の受信機器及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることから、販売店においては、その習得を積極的に行う必要がある。このため、これまで、総務省、放送事業者、D p a等と連携・協力し、販売店が「受信技術講習会」を受講すること等により人材育成に努めてきたところであり、今後とも、デジタルテレビ放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。

2. 購入者への説明等の徹底

テレビ放送受信機器の購入者が、正しく理解して購入・使用できるように説明等を行うよう努める。特に、以下の点に留意する。

- ① デジタル受信機器の販売に際しては、購入者が視聴を希望する地域においてデジタルテレビ放送の視聴が可能であることを確認の上、購入者に説明するとともに、デジタルテレビ放送が視聴可能な場合には、デジタルテレビ放送が視聴できるようにするなど適切な取り付け工事が行われるよう留意する。なお、デジタルテレビ放送が受信できないような場合や視聴者の希望によりアナログテレビ放送のみを視聴するように設定する場合には、「デジタルテレビ放送への切り替えに際しては再度設定が必要となる場合がある」ことを明確に説明する。
- ② 機能が限定されたデジタル受信機器や録画機器等の販売に際しては、機能が限定されていることについて、購入者に、わかりやすい方法で明示し、説明する。
- ③ 受信環境を整えるためには、諸費用（アンテナ、施工設置、操作説明など）が必要であることを説明する。
- ④ アナログ受信機器の販売に際しては、終了告知シールの貼付を確認するとともに、アナログテレビ放送は2011年に終了し、チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

3. 相談窓口の充実

全国電機商業組合連合会では、沖縄県を除く46都道府県に「デジタル110番」を設置し、消費者からの相談に対応しているところである。また、大手家電量販店の中には、地デジ専用の相談対応窓口を設置して、消費者対応に取り組んでいる量販店もある。このような取組を継続するとともに、一層、消費者が円滑に地上デジタルテレビ放送視聴に移行できるよう、店頭及びそれ以外の相談窓口を充実させるなど相談体制の強化に取り組む。

4. アフターサービスの充実

デジタル受信機器の購入者が、快適に機器を使用し続けられるよう、アフターサービスの充実を図る。

5. デジタル放送のメリットが体感できる機会の提供

地域の消費者に、デジタル対応テレビの魅力を十分に伝えるために、店頭で地上デジタルテレビ放送のメリットが体感できるような工夫をする。

6. 工事業者等と連携した計画的工事の促進

視聴者の住宅等において、デジタル化のためのアンテナ工事や配線工事等が早期に実施されるよう、工事業者等関係業者と連携して、周知広報等も含めて取り組む。

7. アナログテレビのリサイクルへの取組

地上放送のデジタル化に伴うアナログテレビのリサイクルを確保する観点から、消費者理解の向上に向けた取組を行う。

VIII 工事業者

1. 改修の促進

工事の平準化の観点から、デジタル化改修工事が早期に実施されるよう、受信者、共聴施設管理者、集合住宅管理会社等関係者への周知・働きかけ等に積極的に取り組む。

特に、共聴施設については、戸建て住宅よりも時間を要すると考えられることから、重点的に取り組む。

2. 公正な調査・報告の実施

例えば、地上デジタル放送導入と同時に衛星放送受信などの導入改修提案を行う場合は、グレードアップ分が明確に切り分けられるよう調査・報告するなど、依頼者の要望を的確に受け止め、公正な調査・報告に努める。

また、社団法人日本CATV技術協会において、改修事例などをもとに共聴施設のモデルケースでのデジタル化改修の工事内容及び概算費用等について紹介する。

3. 相談対応の充実・強化

社団法人日本CATV技術協会では、共聴施設の改修等に係る技術的対応について、電話やホームページに相談窓口を設けるなど、施設管理者等からの相談対応に取り組んでいるところである。今後とも、このような取組の充実・強化を図る。

4 テレビ受信者支援センター等との連携

上記各取組を行うにあたっては、各都道府県に設置されたテレビ受信者支援センターや総合通信局等、関係者との連携を図るよう努める。

Ⅸ 地方公共団体

都道府県及び市区町村は、地上デジタルテレビ放送がこれからの地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識としつつ、地域住民が円滑にアナログ放送視聴からデジタル放送視聴に移行できるよう、次のような取組を行う。

1. 周知・広報活動及び悪質商法対策

地上アナログテレビ放送のデジタル化に関する地域住民の理解醸成のため、広報紙等を通じた周知文書の掲載、総務省作成パンフレット等の配付や、地域消費生活センターが主催する消費生活講座、市民活動による各種市民講座等の機会を活用し、総務省、D p a、放送事業者、家電メーカー等関係者を講師として招く場を提供する等、住民への周知等を強化する。

また、地上放送のデジタル化への対応について、十分な知識を持っていない場合、悪質商法の被害にあうおそれがあることから、各地方公共団体としても広報誌等で悪質商法防止のための周知広報を行う。

2. 地方公共団体施設のデジタル化

地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）について、2010年末までにデジタル化対応を完了することを目標として、各施設のデジタル化改修状況を速やかに把握するとともにデジタル化改修の計画を策定し、同計画を踏まえて必要な措置を講じる。

3. 地方公共団体施設を原因として設置された受信障害対策共聴施設への対応

地方公共団体の施設（住宅供給公社及び都市整備公社の施設を含む。）を原因として設置された受信障害対策共聴施設について、2010年末までにデジタル化対応を完了することを目標として、受信障害の現状等を速やかに把握するとともにデジタル化対応に向けた具体的計画を策定し、同計画を踏まえて必要な措置を講じる。

4. 辺地共聴施設等への対応

地上デジタルテレビ放送の辺地共聴施設又は中継局のデジタル化改修に対する支援に関し、地方公共団体は、国及び放送事業者と連携・協力し、アナログ放送終了後も引き続き地域住民がデジタルテレビ放送を視聴できるようにする観点から、地域における辺地共聴施設等へのデジタル化改修促進のために可能な限りの対応を行う。

5. 受信環境把握への協力

総合通信局等及び放送事業者が、2011年の時点で地上デジタルテレビ放送の視聴が困難な世帯に関して現状把握を行う際に、地方公共団体の協力が不可欠であることを勘案し、総合通信局等から地方公共団体に対して協力依頼がある場合には、受信電界が弱い地域の受信実態把握のための辺地共聴施設の現状把握について、各

団体の過度な負担にならない範囲で、情報提供などを行う。

6. アナログテレビの適正廃棄・リサイクルへの協力

アナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行する際に、廃棄されるアナログテレビは、家電リサイクル法等により適切に処理されるべきであるが、国の「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」等における取組を踏まえて、各地方公共団体としても国の取組に協力していく。

7. デジタル放送を活用した地域情報の発信

デジタル放送の特性（例えばデータ放送やワンセグなど）を活かして、地域の情報を住民に届けるなどの情報発信の仕組みを、放送事業者と連携して構築するよう努める。

8. 地方公共団体としての立場からの適時の提言等

2011年のデジタル全面移行時まで残された期間が1000日を切っている状況にあるにも関わらず、地域間格差のない地上デジタルテレビ放送の普及の実現に向けてはなお諸課題が残っていると考えられる。引き続き地上デジタルテレビ放送の普及状況について注視するとともに、地方公共団体の視点及び立場から、必要に応じて、関係者に対する提言等を実施していく。

X 社団法人デジタル放送推進協会（D p a）

D p aでは、草薨剛のテレビスポットの制作、「“地デジ準備”全国キャラバン&受信説明会」の実施、アナログ放送終了の周知広報・新聞広告、デジタル放送の日のPRイベントなど多様な手法を通じて、デジタル放送の理解促進、普及推進に取り組んできたところである。今後、引き続き以下の取組を行う。

1. デジタルテレビ放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、デジタルテレビ放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、デジタルテレビ放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに引き続き積極的に取り組む。
2. 普及促進業務については、2011年7月のデジタルテレビ放送への全面移行に向けて、「アナログテレビ放送終了の周知徹底」と「デジタルテレビ放送の普及促進」を大きな柱に据えて、最大限の周知広報・普及促進事業を展開する。D p aの周知広報業務と「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」・「総務省テレビ受信者支援センター」の受信相談・支援業務は、車の両輪であり、これらを一体的にかつ密接に連携し、確実に成果が挙げられるよう邁進する。
とりわけ2009年度中に、地上デジタル受信機器の世帯普及率80%突破を目指して、国民・視聴者の多くの声を真摯に受け止め、テレビスポット制作、受信説明会、アナログ放送終了告知イベントなどの普及促進の各種具体的施策を着実に実施する原動力となる。
3. 活動に当たっては、NHK、民放等の放送事業者や受信機メーカー、および販売店などの流通、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、当会議、「全国地上デジタル放送推進協議会」等デジタルテレビ放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする（別添資料8「地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等」参照）。
4. 受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、受信機メーカー、販売店等と連携して、簡易な機能表示の方法などを検討する。
5. BSアナログテレビ放送が、地上アナログテレビ放送と同じく、2011年7月に終了することを踏まえて、地上・BSが連携したデジタルテレビ放送の普及活動を推進する。